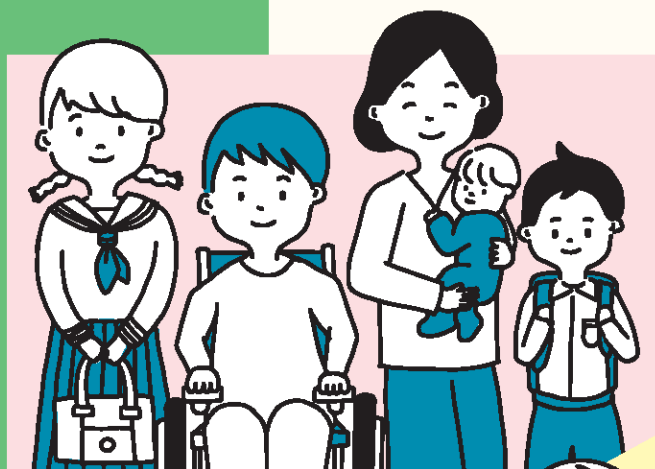


福祉の元気を

まちのすみずみへ

# 九重町 第4次 地域福祉計画

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度



2022(令和4)年3月  
大分県 九重町



## はじめに

九重町では町民の皆さまと共に、住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに取り組んでいます。しかしながら、本町におきましても少子高齢化を伴いながらの人口減少、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢は大きく変化し、さらには、子どもや高齢者への虐待、ひきこもり、生活困窮者の増加など、地域の福祉課題は複雑化・多様化しており、これまでの個別の福祉制度だけでは、このような課題に十分に答えられない状況が生じています。



このような状況の中、国は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・多様化した課題を受けとめるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策を進めています。

地域福祉の推進にあたっては、自助・共助・公助による協働した取り組みとともに、生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえ、あらゆる世代や背景の異なる全ての人々がつながることが、今後一層重要となっていきます。

この度の「第4次地域福祉計画」策定にあたっては、改正社会福祉法の趣旨等を踏まえつつ、町民の皆さまの活きた声を広く反映させるため、九重町社会福祉協議会の協力を得ながら、個別訪問による生活課題調査や、地域で活動されている皆さまからのご意見を集約し課題を整理しました。

「福祉の元気をまちのすみずみへ」という新しい基本理念のもと、まちのすみずみに、たくさんの交流や支え合いを生みながら、誰もが役割を持ち、誰一人取り残さない、持続可能なまちづくりをめざしてまいります。

末筆ではございますが、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係機関や町民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

2022（令和4）年3月

九重町 日野 康志



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 地域福祉・地域共生社会とは .....	2
3. 計画の位置付け .....	3
4. 計画の期間 .....	9
5. 国の地域福祉に関する動向.....	10
6. 「重層的支援体制整備事業」の実施を見据えた位置付け.....	11
7. 計画の策定体制 .....	16
第2章 九重町の現状と課題 .....	17
1. 統計データから見る本町の現状.....	17
2. 地域を支える地域資源.....	27
3. 前計画における課題等.....	28
第3章 計画の基本理念と基本目標 .....	36
1. 計画の基本理念 .....	36
2. 基本目標.....	37
3. 数値目標.....	38
4. 重点的に取り組む分野.....	39
5. 地域共生社会とSDGs .....	43
6. 身近な圏域の考え方 .....	44
7. 施策体系.....	45
第4章 計画の取り組み.....	46
基本目標1 支え合いとふれあいのある地域づくり .....	46
基本目標2 きめ細やかな地域福祉サービスの提供体制づくり .....	51
基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり .....	55
基本目標4 安全で安心して暮らせる地域づくり .....	57
第5章 九重町成年後見制度利用促進基本計画 .....	60
1. 計画策定にあたって .....	60
2. 成年後見制度利用促進基本計画の概要 .....	61
3. 玖珠郡における権利擁護ニーズについて .....	62
4. 計画の基本理念 .....	66
5. 施策の展開 .....	67
6. 具体的な取り組み.....	69

第6章 計画の推進体制.....	73
1. 計画の普及啓発 .....	73
2. 関係団体との協働.....	73
3. 庁内の推進体制 .....	73
4. 隣保館との連携 .....	73
5. 期待される役割 .....	73
6. 計画の達成状況の点検・評価 .....	75
資料編.....	76
1. 九重町第4次地域福祉計画策定委員会名簿.....	76
2. 九重町地域福祉計画庁内事務局会議名簿 .....	77

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

これまで、国は高齢者、障がい者、子ども等の対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきました。一方で、介護と育児を同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるだけでなく、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。その意味で今後は、地域における高齢者、障がい者、子ども等を含めた世代や背景の異なる全ての人々のつながりがより一層重要となっていきます。

国は地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法の改正等、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・多様化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策を進めています。

このたびの計画策定は、2016（平成28）年度に策定した「第3次九重町地域福祉計画」が2021（令和3）年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

## 2. 地域福祉・地域共生社会とは

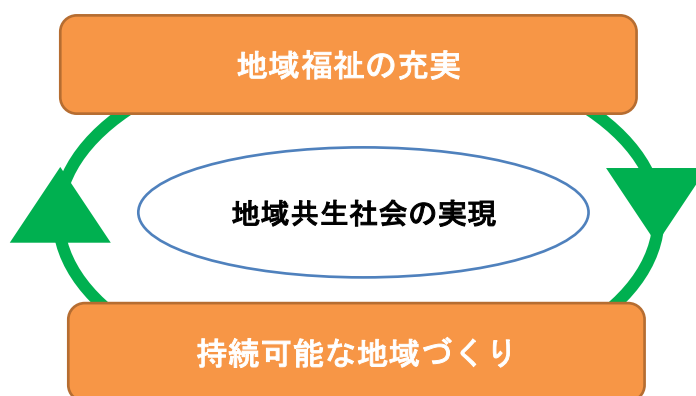
福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに分けて捉えがちです。しかし、地域の課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できないものや、公的なサービスの対象にはならないものが多いです。

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切に、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人ひとりの課題を解決し、地域社会全体をより良いものにしていく営みです。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくものです。

地域福祉の推進は、当事者の生活の質の向上だけでなく、活力ある地域社会の持続性をもたらします。持続可能な地域は、地域福祉の基盤として欠かせない要素ともいえます。

その意味でも、「地域福祉の充実」と「持続可能な地域づくり」は車の両輪であり、「地域共生社会の実現」という目的を共有するものです。



### ◆コラム ～3つの「地域づくり」の取組の方向性～

地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終報告書 2017年）で、「3つの『地域づくり』の取組の方向性」が提起されています。ここでも、地域福祉と地域づくりが影響し合い、より良い地域をつくっていくことが示されています。

1. 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
2. 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
3. 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

### 3. 計画の位置付け

#### (1) 地域福祉計画とは

九重町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるように互いに助け合い支え合うような関係づくりを、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

##### 【社会福祉法】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

改正社会福祉法及び市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（以下、「策定ガイドライン」という）、関連通知で示された盛り込むべき事項は以下のとおりです。

### 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等）との連携に関する事項
- 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス<sup>※1</sup>等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 全庁的な体制整備

※1 共生型サービスとは、介護保険と障害福祉のサービスを一体的提供することができるよう創設されたサービスのことです。

## 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント※1、ソーシャルワーク※2体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業※3、苦情解決制度※4等、適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者※5の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

## 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

## 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民、サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

## 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

※1 ケアマネジメントとは、介護や支援を必要とする人とサービス等を調整して繋ぎ合わせることです。

※2 ソーシャルワークとは、よりよい社会を実現していくために、仕組みや制度を変えていこう、整えていこうという取り組みのことです。

※3 日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活に不安がある人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

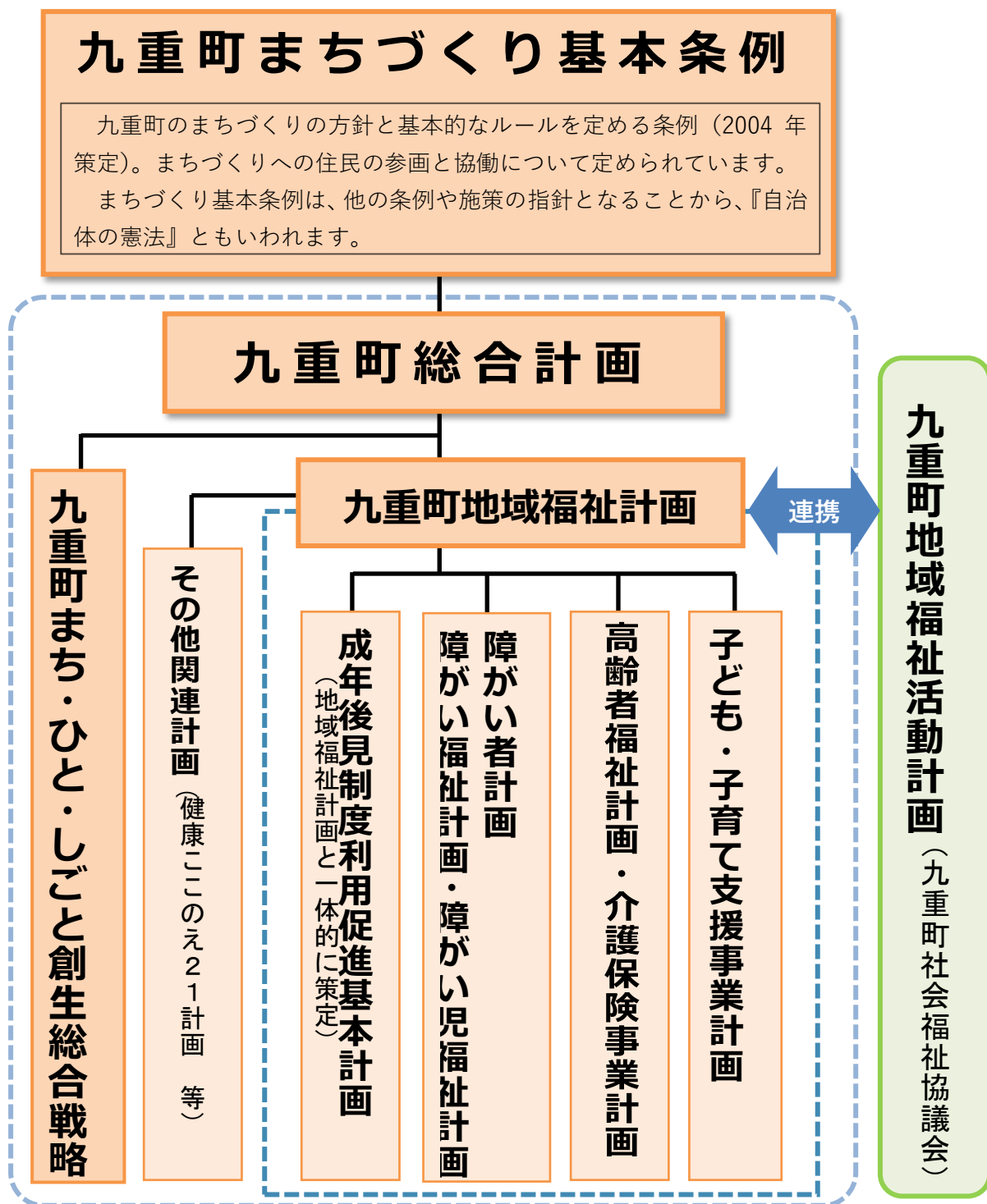
※4 苦情解決制度とは、福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるようにするため、利用者からの苦情を適切に解決する制度です。

※5 避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者等、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難な人のことです。

### (3) 他の計画との関係

この計画は、「九重町総合計画」を上位計画とする一方、障がい者、高齢者等の福祉分野別計画の上位計画と位置付けられます。

地域福祉計画は、福祉分野別計画に共通する理念・目標や複合的な地域生活課題等に関する分野横断的な相談支援等の施策等を盛り込みます。一方で、福祉分野別計画は、福祉サービスの供給基盤の整備目標等の個別の施策等を定め、体系的かつ有機的な整理と役割分担がなされています。



## ■他の計画の概要

### 九重町総合計画

九重町の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画です。町の最上位計画に位置付けられます。

### 九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による、九重町のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画です。「ひとづくり」こそ「まちづくり」に繋がるものとし、「人材育成」を意識した計画内容としています。

### ここのえ子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援行動計画」を合わせて策定するものです。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

### 九重町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

「九重町高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「九重町介護保険事業計画」は介護保険法第117条に規定されるものであり、一体的な計画として策定するものです。主に高齢者に関する保健・福祉・介護分野の施策を総合的に推進するための指針となるものです。

### 九重町障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に定められた「市町村障害者計画」であり、国の「障害者基本計画」や県の「大分県障がい者基本計画」の理念を踏まえ、本町における障がい福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるものです。

### 九重町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」であり、国が示した障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

### 九重町成年後見制度利用促進基本計画

九重町の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めた計画であり、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき策定します。

### 九重町地域福祉活動計画

九重町社会福祉協議会が中心となり策定している計画です。社会福祉協議会が中心的な役割を担い、地域住民や各団体等と協力して、民間サイドからの福祉によるまちづくりを推進するための具体的な活動を示す計画です。

## (4) 一体的に策定する計画

策定ガイドラインによると福祉分野等、地域福祉計画と重なる部分がある計画は、地域福祉計画の一部として一体的に策定してよいとされています。

第4次九重町地域福祉計画の策定にあたっては、「九重町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

### ■成年後見制度利用促進基本計画の概要

#### 『市町村成年後見制度利用促進基本計画』

- ・成年後見制度の利用の促進に関して市町村が取り組むべき事項をまとめた計画
- ・成年後見制度利用促進法第14条第1項において、市町村の策定が努力義務とされている

#### 『成年後見制度』

- ・認知症の高齢者や一部の障がい者等判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的とし契約等を代理で行う成年後見人の利用に関する制度

#### ■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項（策定の手引きより抜粋）

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取り組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	平成		令和										
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合計画	第4次					第5次							
地域福祉計画	第3次					第4次					第5次		
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期			第10期		
障がい者計画						現行							
障がい福祉計画	第4期	第5期			第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画		第1期			第2期			第3期			第4期		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期							第3期					



## 5. 国の地域福祉に関する動向

国では、2016（平成28）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン<sup>※1</sup>」において、高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示され、法制度等の整備が進められてきました。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
2016年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく</li> <li>・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める</li> </ul>
2017年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（2018（平成30）年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村地域福祉計画策定が努力義務化</li> <li>・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け</li> </ul>
2017年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される</li> </ul>
2020年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（2021（令和3）年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記</li> <li>・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業（→次ページ解説）」の創設等</li> </ul>
2021年 3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正</li> </ul>

※1 ニッポン一億総活躍プランとは、一億総活躍社会<sup>※2</sup>を実現するための実行計画。一億総活躍社会を創っていくため、名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、この的に向けて「新・三本の矢」を放つとしている。

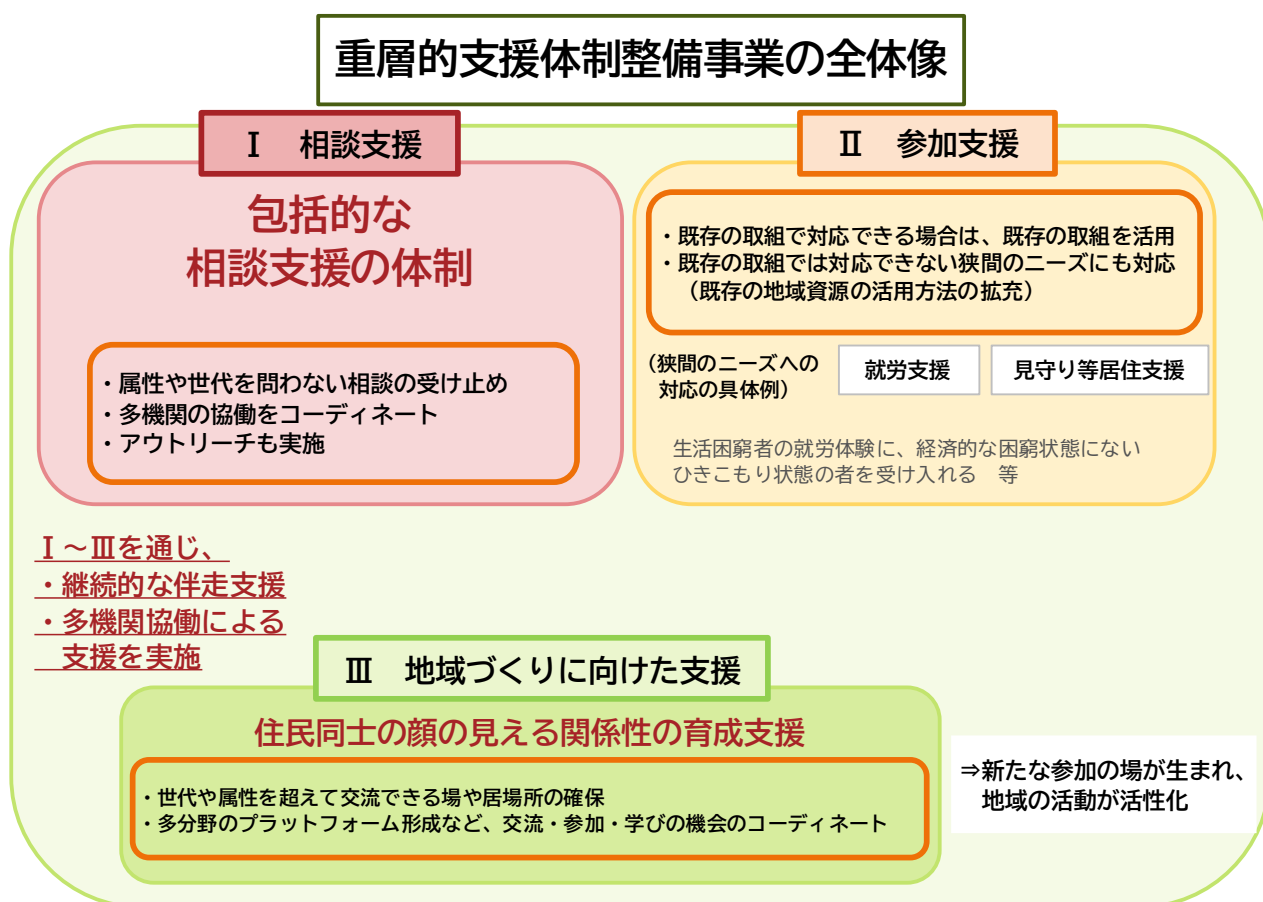
※2 一億総活躍社会とは、少子高齢化の構造的な問題を解決し、さらなる成長を続けられる社会を目指したものが、政府の掲げる一億総活躍社会。

## 6. 「重層的支援体制整備事業」の実施を見据えた位置付け

### (1) 重層的支援体制整備事業に向けた事業の整理

「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備する事業として、2020（令和2）年の社会福祉法の改正に基づき創設されました。

重層的支援体制整備事業の移行条件となる事業について現時点での九重町の実施状況の整理を行います。



出典：厚生労働省作成資料

#### ■重層的な支援体制の構築とは

- I 「相談支援」…本人・世帯の特徴に関わらず受け止める相談支援
- II 「参加支援」…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
- III 「地域づくりに向けた支援」…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の4第2項の1号から6号までの以下のすべての事業を実施することが必須要件となっています。

事業の一覧と九重町での各事業の実施状況は以下のとおりです。

社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項の各号			事業概要	実施状況	
1号	包括的 相談支援事業	イ	介護	地域包括支援センター事業	○
		ロ	障がい	障害者相談支援事業	○
		ハ	子ども	利用者支援事業	
		ニ	困窮	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	○
2号	参加支援事業		地域生活課題を抱え、社会生活を営む上での困難を有する者に対し、関係機関と民間団体が連携した支援体制で社会参加のために必要な支援を行う事業		
3号	地域づくり事業	柱書	困窮	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	
		イ	介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（通いの場）	○
		ロ	介護	生活支援体制整備事業	○
		ハ	障がい	地域活動支援センター事業	○
		ニ	子ども	地域子育て支援拠点事業	○
4号	アウトリーチ <sup>※1</sup> 等事業 （アウトリーチ等を通じた 継続的支援）		アウトリーチの手法による相談・情報提供による対象者の支援を包括的かつ継続的に行う事業	△	
5号	多機関協働事業		多機関の協働による包括的支援体制の構築事業	△	
6号	支援プランの作成		上記の対象者に対し、支援計画を作成しそれに基づき支援を実施する事業		

△は重層的支援体制整備事業への移行準備事業として実施中

※1 アウトリーチとは、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。

## (2) 各事業の実施状況詳細及び今後の方針

### ①「1号 包括的相談支援事業」に関する事業の実施状況と方針

イ 地域包括支援センター事業、ロ 障害者相談支援事業、ニ 生活困窮者自立支援事業については委託事業等により実施をしています。ハ 利用者支援事業については、本町では実施されていないことから、地域子育て支援拠点事業との一体的な実施やあるいは母子保健型での実施を関係課と検討していく必要があります。その際は、第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画の内容も踏まえながら、本町に適した実施方法とすることが重要です。

### ②「2号 参加支援事業」の概要と実施方針

参加支援事業とは、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

利用者のニーズや課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。また新たに社会資源に働きかけや、既存の社会資源の拡充を図ります。

マッチング後も、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行います。

また受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートします。

本町では、社会福祉協議会や各種事業所と連携し、新たな社会資源の開発と既存の社会資源の拡充に努め、参加できる場所や機会の創出に取り組みます。例えば農業等の作業場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用すること等が考えられます。

コーディネートやマッチングについては、相談支援専門員や相談支援包括化推進員・地域力強化推進員等と連携して行うことを想定しています。

### ③「3号 地域づくり事業」に関する事業の実施状況と方針

介護・障がい・子ども分野については、委託事業等により実施をしています。生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業については、未実施となっているものの、実際には地域で様々な取り組みが行われています。国の事業実施要領では「地域福祉計画の内容を踏まえたものでなければならぬ」という記載があるため、本計画（以下）に取り組みの内容を明記した上で実施します。具体的には

- ・地域住民との座談会の開催
- ・地域サービスの創出・推進を図るための総合調整
- ・買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応等、地域サービスの創出に向けた検討会の開催
- ・災害時や見守り活動等に活用するためのマップ作成
- ・緊急通報体制の整備
- ・地域サービスの担い手やこれらのコーディネート人材に対する研修の実施
- ・大規模災害の発生に備え、行政や社会福祉協議会、NPO等が連携し、災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるための体制整備に関する検討会の開催等を実施し継続します。

### ④「4号 アウトリーチ等事業」の概要と実施方針

アウトリーチ等事業とは、複数分野にまたがる複雑化・多様化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける事業です。

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を早期に発見します。また本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

実施については、現在委託事業として行われている、地域共生環境整備事業や障害者基幹相談支援センター等機能強化事業等を基盤とし、連携を取りながら実施していきます。

### ⑤「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの作成」の概要と実施方針

多機能協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化推進等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援する事業です。

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて相談支援機関の専門職に助言等を行い、町全体の体制として伴走支援ができるように支援をします。また単独の支援機関では対応が難しい複雑化・多様化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。全体的なコーディネートや支援プランの作成等の専門性を有する機能が求められており、行政の有資格者や社会福祉協議会を中心に実施する必要があります。

## ◆コラム ～総合的ではなく、包括的に。～

今回の地域福祉計画では、包括的な相談体制の構築を目指しています。

包括とは「全体をひっくるめてまとめる」という意味です。例えば、「包括的に見る」という場合、そのものごとの一部ではなく、全体をまとめてみるという意味になります。

似た言葉に「総合的」というのがありますが、少し意味が違います。「包括的」は「ものごとに関するすべてを包みまとめる」に対して、総合的は「個々のものごとをまとめる」という意味になります。

なぜ、福祉は「包括的」という言葉を使うのでしょうか。

今、地域では、さまざまな問題を同時に抱えている人が増えています。また、既存の制度では対応できない人も増えてきています。

このような人に対しては、関係機関や関係者が集まり、その人の困っている問題全体をまとめて受け止め、制度の壁を越え、連携して解決することが必要です。

最近ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という言葉も聞かれるようになりました。その意味は「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」です。

地域で様々な問題を抱える人に対して、個々の問題に個々の機関が対応するのではなく、連携し合いながら解決すること（包括的に解決）、また、その人を社会の大切な構成員として、地域社会での生活が実現できるよう包み合うこと（包摂的に解決）。

ふたつの「包み」で当事者や地域住民、関係団体、みんなで支え合うことが、今後の地域福祉には重要になります。

だから、「総合的」ではなく、「包括的」なのです。

## 7. 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

住民や地域、関係機関等の意見を広く反映した計画とするため、関係団体の代表者等からなる「九重町第4次地域福祉計画策定委員会」を設置し、今後の施策の方向性等に関する審議・検討を行いました。

### (2) 庁内における検討

九重町第4次地域福祉計画庁内事務局会議を開催し、関係各課との意見交換を行い、取り組み内容の情報共有や今後の取り組みの方向性について確認や計画内容の協議・検討を行いました。

### (3) 生活課題調査

2020（令和2）年度より地域共生環境整備事業（町独自）を実施し、支援が必要と思われる高齢者等の訪問調査を行っています（2021年9月現在約300戸実施）。その中で生活課題等の調査を行いました。その他地域福祉事業等を通じて利用者からお聞きした生活課題等についてもまとめた結果、約300人の声を反映しました。

### (4) 関係団体へ調査

町内に組織されている福祉関係団体や活動されている人の、活動に関する現状や福祉施策についてのご意見等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く住民の意見を聴取するため、パブリックコメント（意見公募）を行いました。（実施時期：2022（令和4）年1月27日～2月17日、意見件数：●件）

## 第2章 九重町の現状と課題

### 1. 統計データから見る本町の現状

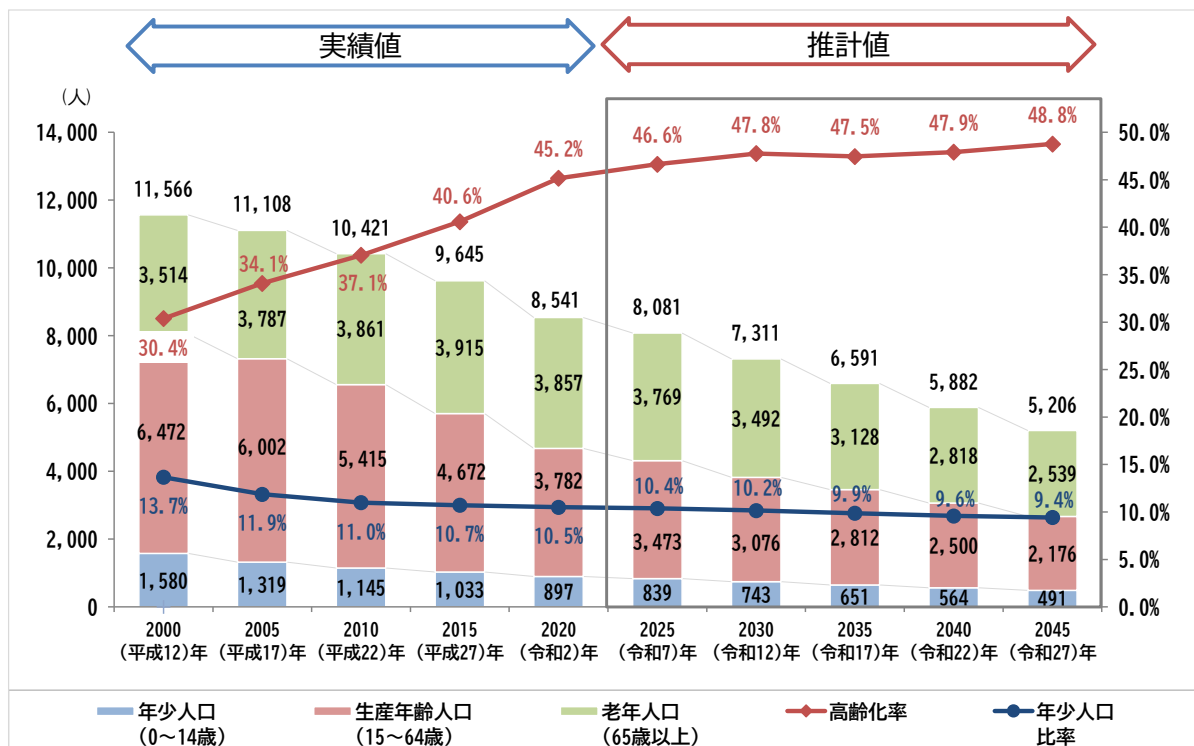
#### (1) 人口の状況

##### ① 現在人口と将来人口

本町は、人口減少・少子高齢化の進行が続いており、2020（令和2）年時点の総人口は8,541人、高齢化率は45.2%となっています。

今後も人口減少・少子高齢化の進行が続くと予測されています。

##### ■ 年齢3区分別人口の推移



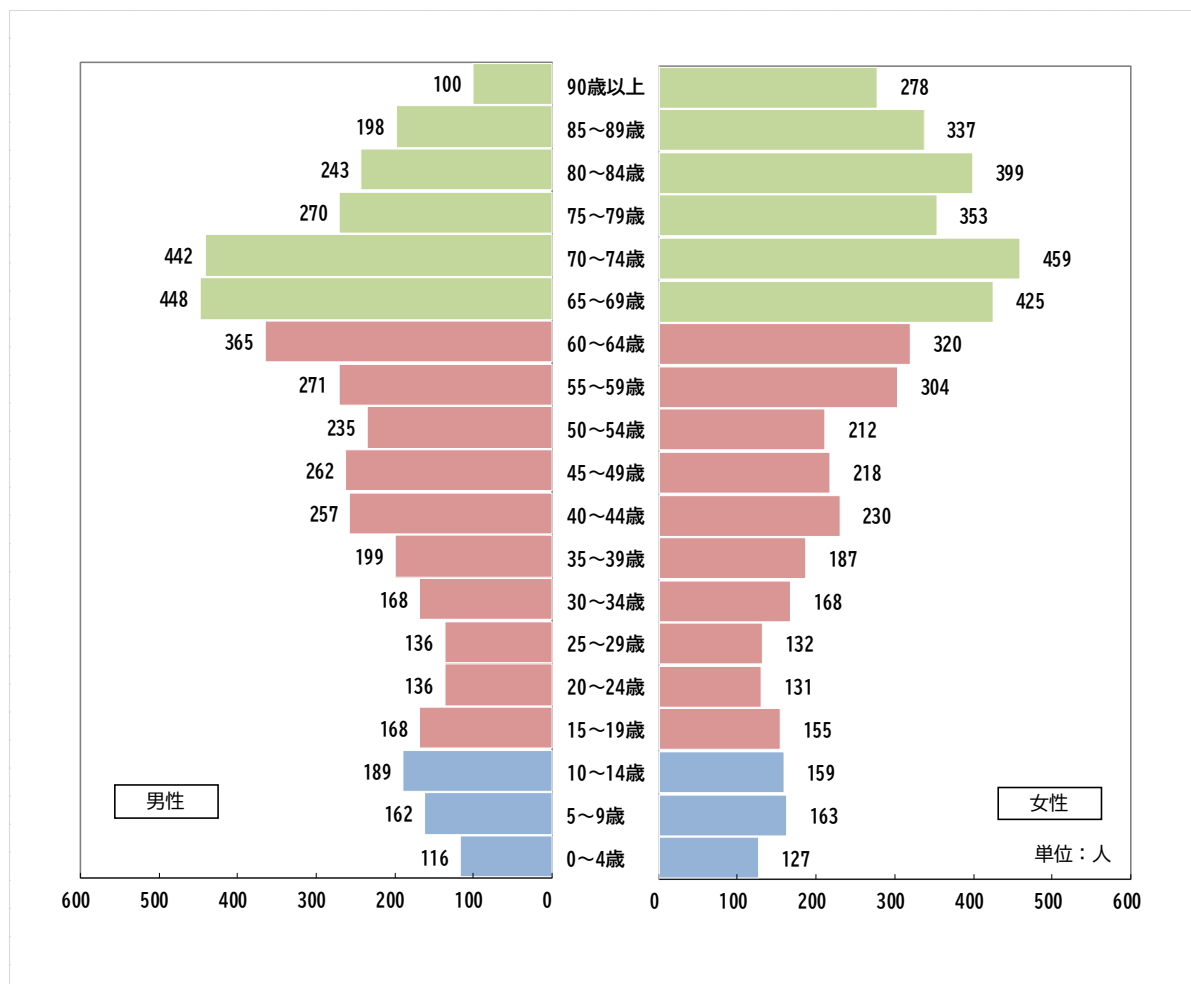
出典：国勢調査（2000年～2020年）、国立社会保障・人口問題研究所<sup>※1</sup>（2025年～2045年）

※1 国立社会保障・人口問題研究所とは、厚生労働省の附属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を具体的な政策に結びつけることを目指しています。

## ②年齢別人口

本町において、男性は65～69歳の層が、女性は70～74歳の層が最も多く、男女共に65～74歳の層が他の年齢層よりも多くなっています。反対に、男女とも0～4歳や次代の親となる20～29歳が少なくなっています。今後、少子高齢化の進行が見込まれます。

### ■年齢5歳階級・男女別人口



出典：住民基本台帳（2021（令和3）年1月1日）

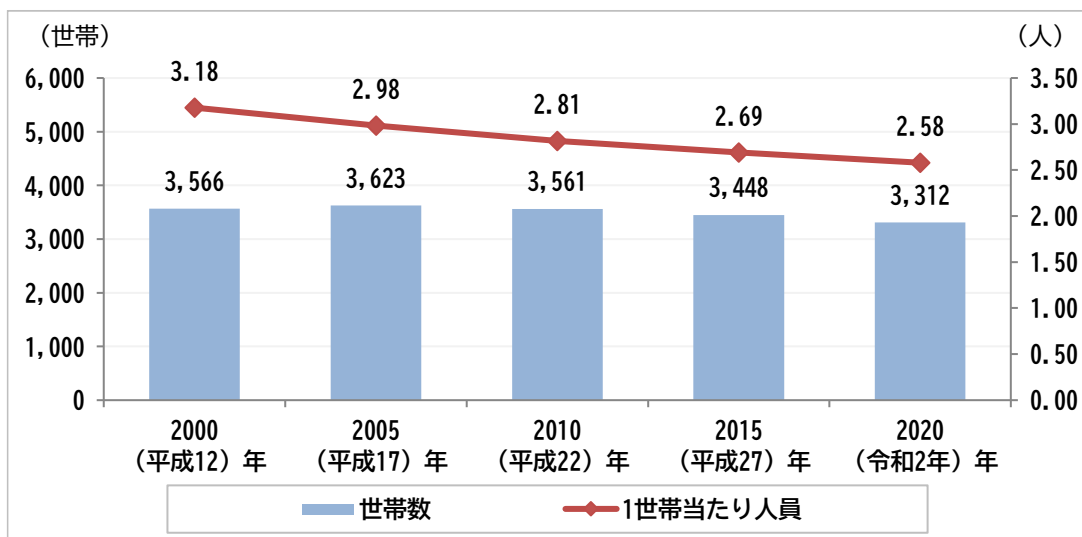
## (2) 世帯の状況

### ①一般世帯<sup>※1</sup>数及び一世帯当たりの人員数

一般世帯数は、2005（平成17）年以降減少傾向に転じ、2020（令和2）年では3,312世帯となっています。

一世帯当たりの人員数は、一貫して減少しており、2020（令和2）年では、2.58人となっています。

#### ■一般世帯数及び一世帯当たり人員数の推移

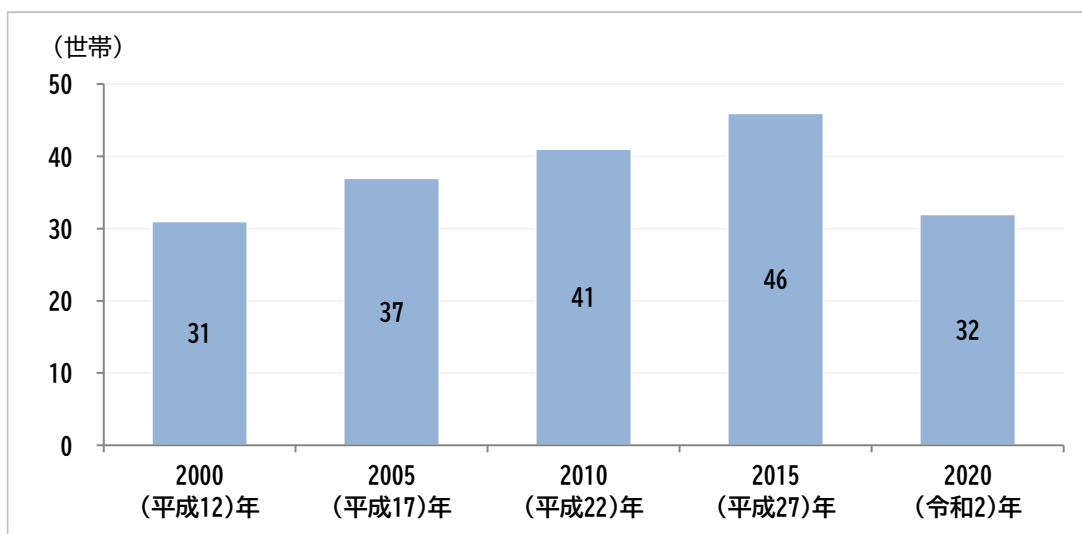


出典：国勢調査

### ②ひとり親世帯

ひとり親世帯数は、増加傾向で推移しており、2015（平成27）年では46世帯となっています。しかし、2020（令和）年では、32世帯と大幅に減少しています。

#### ■ひとり親世帯数の推移



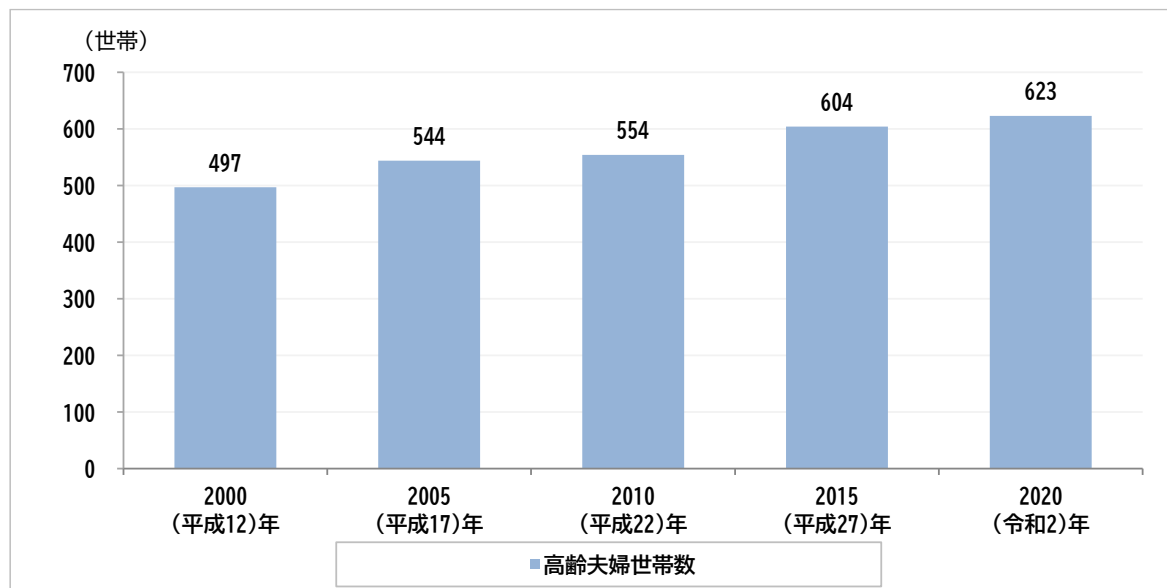
出典：国勢調査

※1 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味しています。

### ③高齢者夫婦世帯

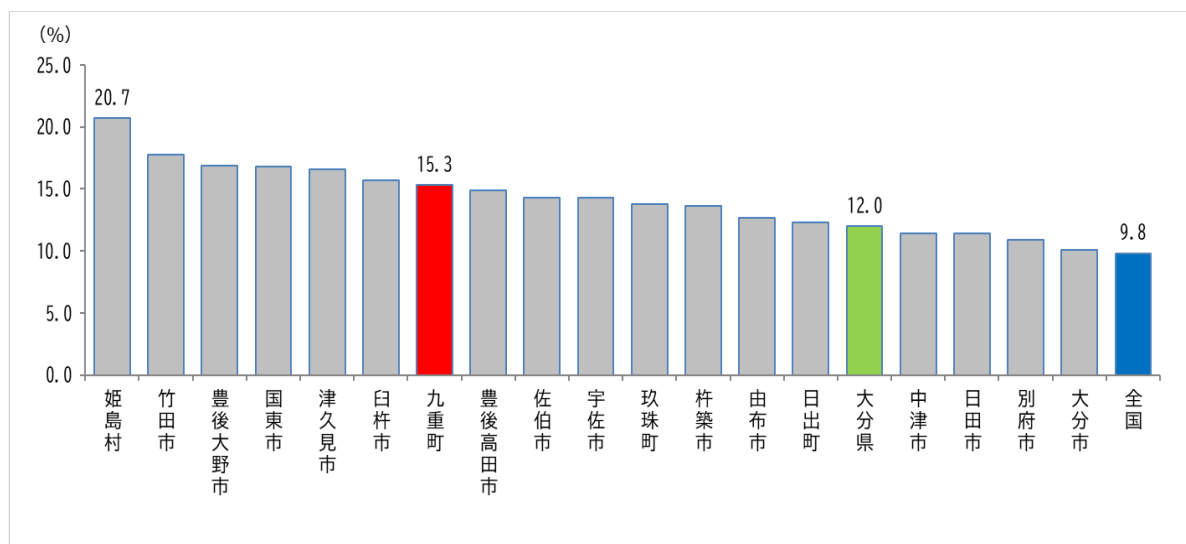
高齢者夫婦世帯数は、増加傾向で推移しており、2020（令和2）年では、623世帯となっています。高齢者夫婦世帯割合は、全国平均・県平均より高く、県内でも上位に位置しています。

#### ■高齢者夫婦世帯数の推移



出典：国勢調査

#### ■地域別高齢者夫婦世帯割合

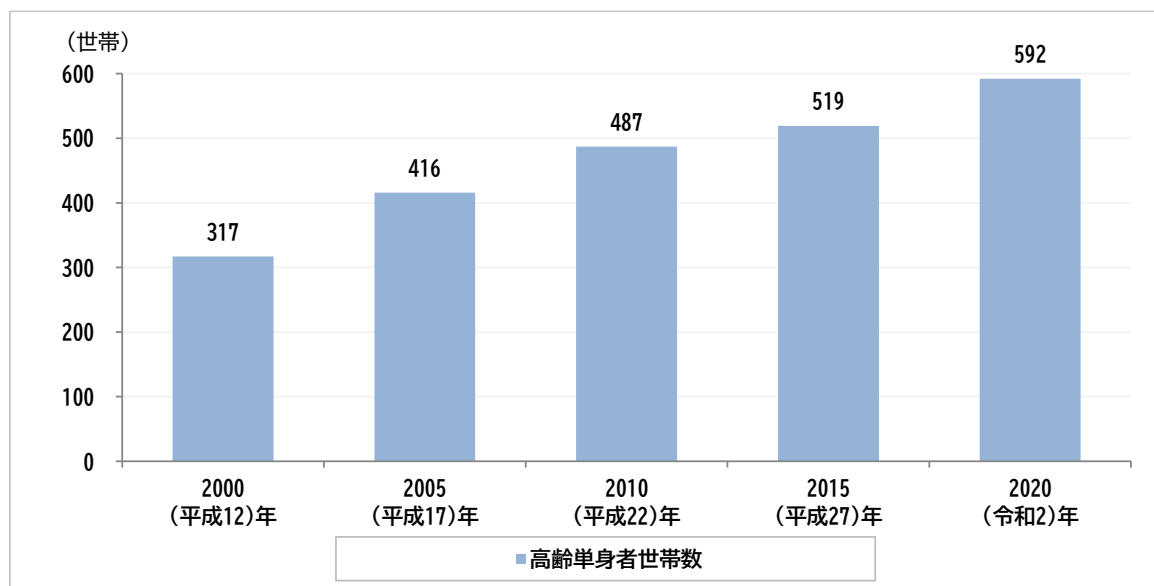


出典：見える化システム（2021年12月23日取得）

#### ④ 高齢単身者世帯

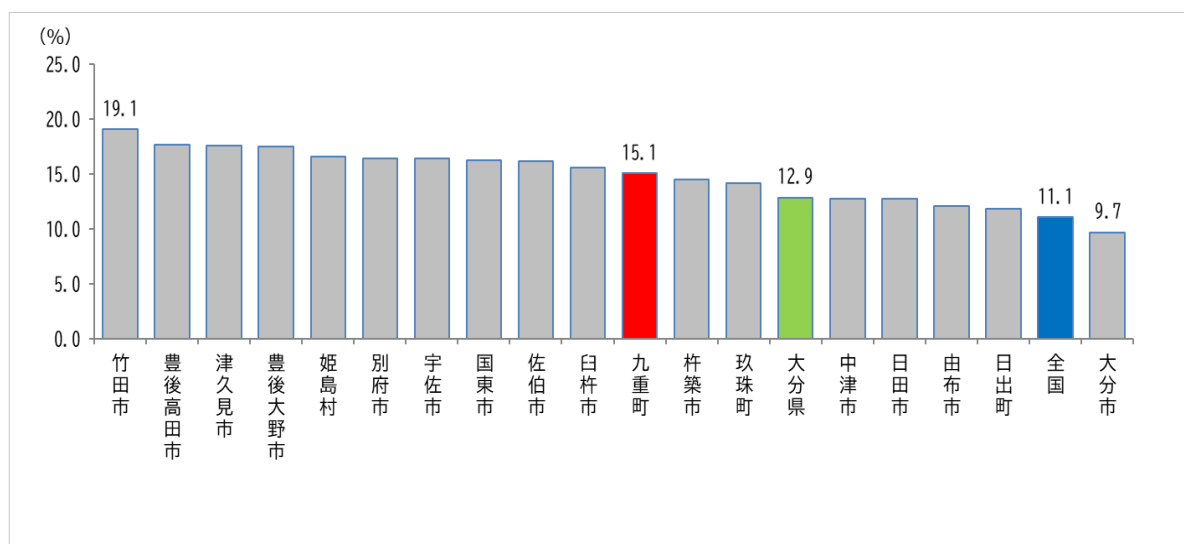
高齢単身者世帯数は、増加傾向で推移しており、2020（令和2）年では、592世帯となっています。高齢単身者世帯割合は、全国平均・県平均より高く、県内でも中位に位置しています。

##### ■ 高齢単身者世帯数



出典：国勢調査

##### ■ 地域別高齢単身者世帯割合



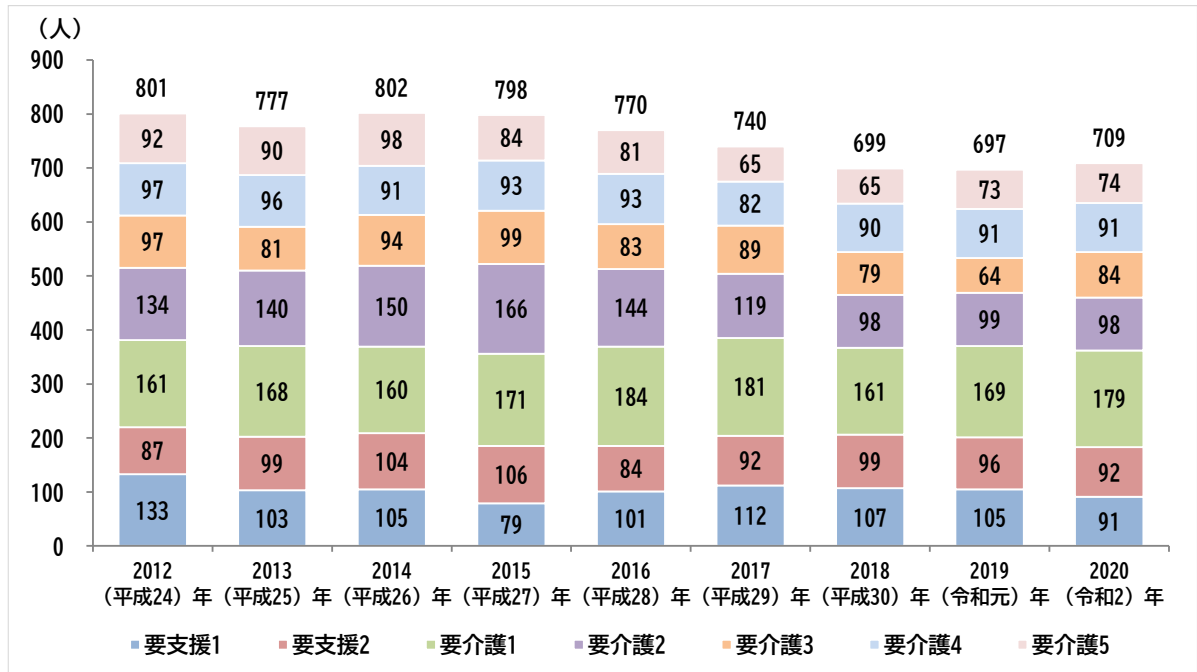
出典：見える化システム（2021年12月23日取得）

### (3) 要支援・要介護認定者の状況

要介護度別認定者数の総数は2015（平成27）年以降減少しており、2018（平成30）以降においてはほぼ横ばいで推移しています。

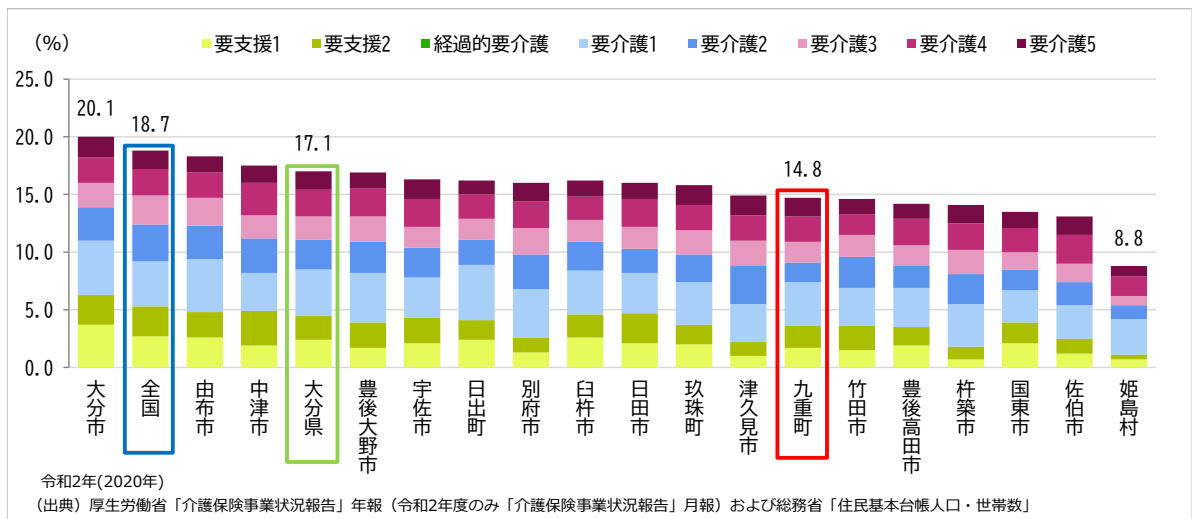
地域別要介護度別認定率では、全国平均・県平均を下回っています。

#### ■要介護度別認定者数



出典：九重町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

#### ■地域別要介護度別調整済み認定率<sup>※1</sup>



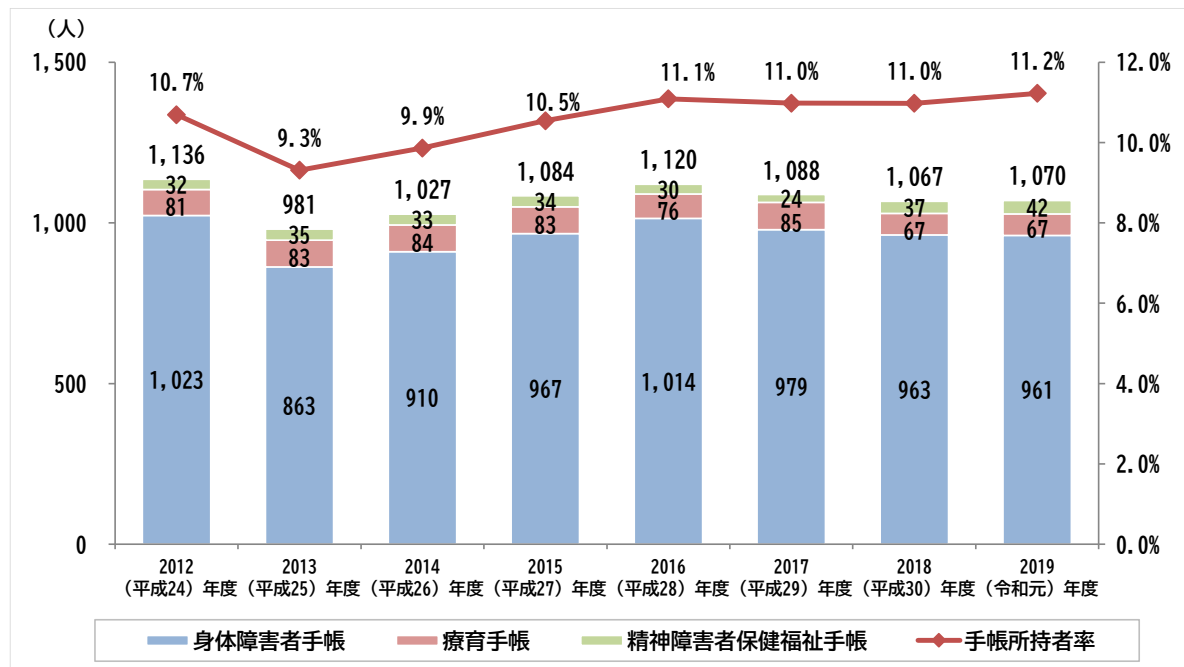
出典：見える化システム（2021年12月23日取得）

※1 調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。

#### (4) 障がい者・児の状況

障害者手帳所持者数は横ばいで、1,000人前後で推移していますが、手帳所持者率は、増加傾向で推移しています。

##### ■ 障害者手帳所持者数の推移



出典：九重町 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

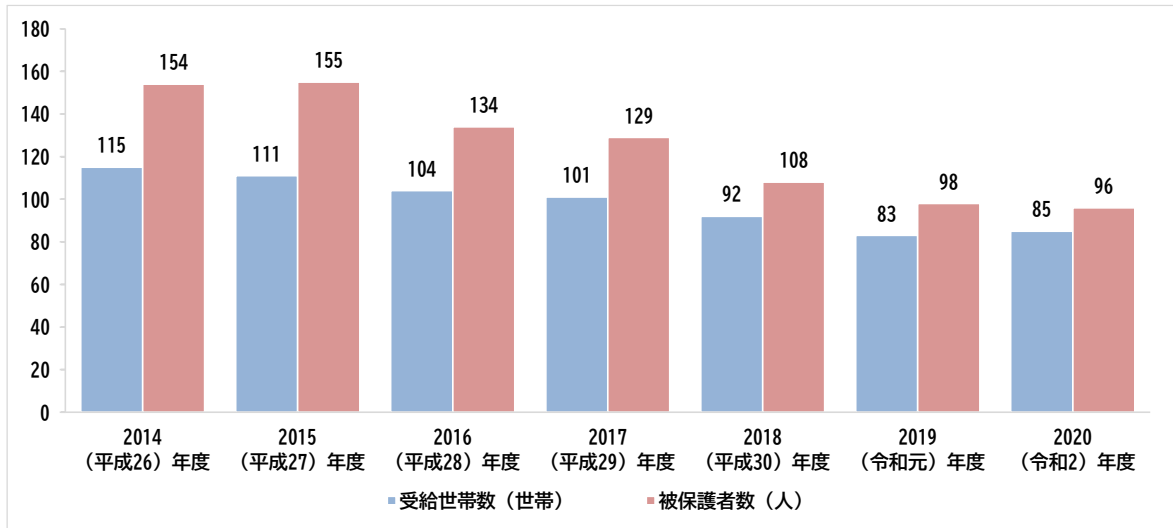
## (5) 生活困窮者の状況

### ①生活保護

受給世帯、被保護者数ともに減少傾向で推移しており、2019（令和元）年度では受給世帯は83世帯、被保護者数は98人となっています。

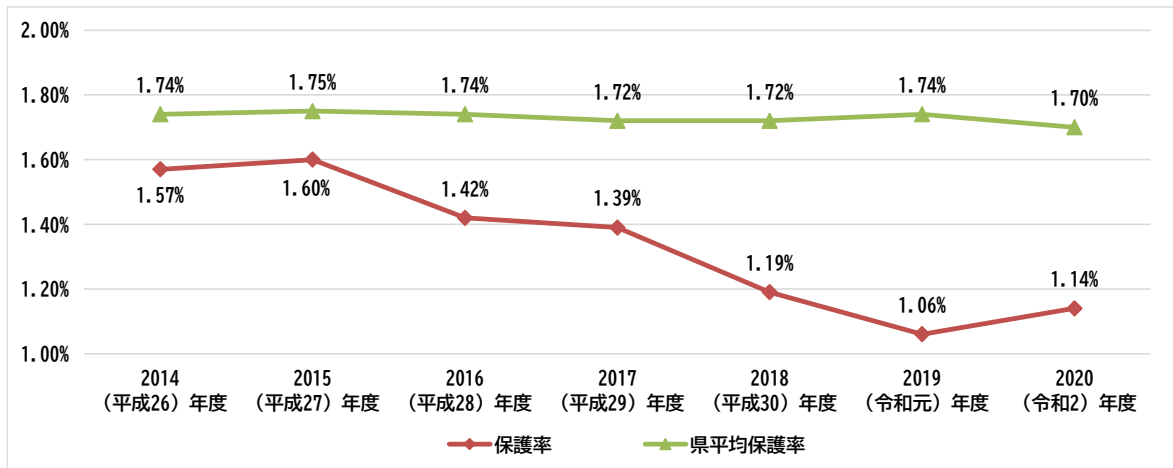
保護率は、県の平均を下回り、県内でも下位に位置しています。

#### ■生活保護受給世帯と被保護者数の推移



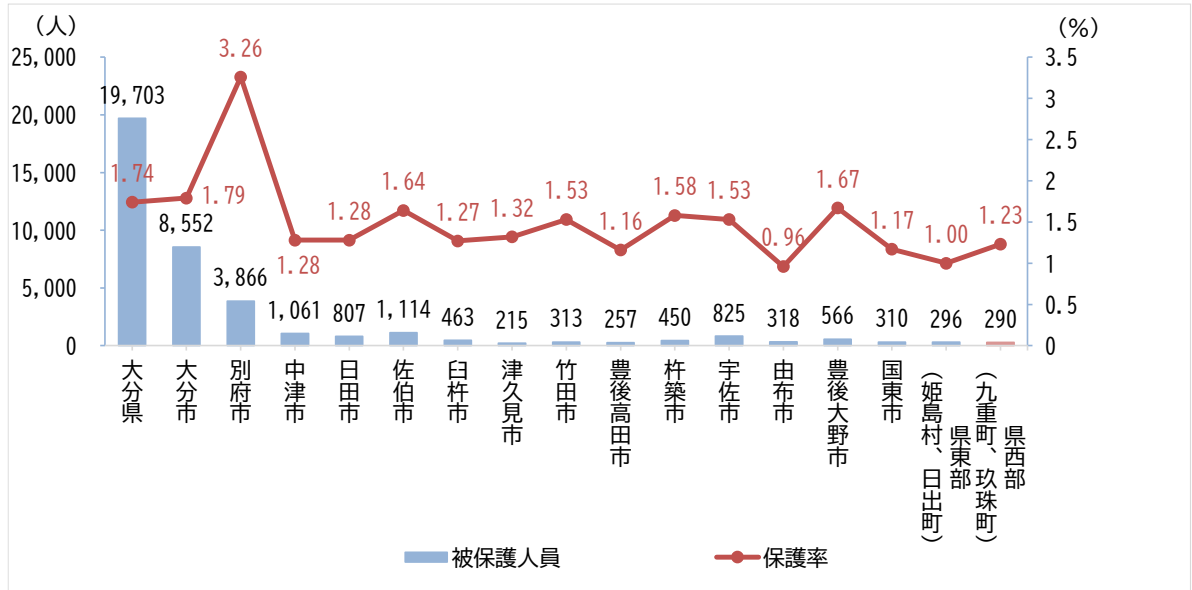
出典：九重町統計書（2020（令和2）年度）

#### ■保護率の推移



出典：九重町統計書（2020（令和2）年度）

■地域別被保護人員及び保護率



出典：大分県の生活保護（2019（令和元）年度実績報告）

②生活困窮者自立支援事業実施の状況

2015（平成27）年4月から生活困窮者の支援制度が始まりました。

生活全般にわたる困りごとの相談窓口として、本町でも、自立相談窓口を設け、家計再建や就労支援、生活資金の貸与、適切な関係機関の紹介等の包括的な支援を提供しています。

2020（令和2）年度の実施状況は、相談件数が61件、プラン作成件数が10件となっています。

相談とプラン作成の内容は以下の通りです。

■2020（令和2）年度支援状況

新規相談 受付件数	就労支援 対象者数	プラン 作成件数	その他			
			家計相談 支援事業	就労準備支 援事業	その他法に 基づく事業等	その他
61	5	10	0	0	0	10

相談者				計	相談者・相談経路（場所）						
年代	男性	女性	不明		来所	電話・メール	自宅	関係先	その他	計	
計	33	31	0	64	0	47	15	0	2	0	64

相談内容（重複あり）					
5	病気・健康・障害	1	住まい	54	収入・生活費
	家賃やローンの支払い		税金や公共料金等の支払い		債務
13	仕事探し、就職		仕事上の不安やトラブル		地域との関係
7	家族関係・人間関係		子育て		介護
3	ひきこもり・不登校		DV・虐待	2	食べるものがない
5	その他(終活について)		義母の今後について		土地について
					暖房がない

出典：九重町健康福祉課

## (6) 児童扶養の動向

父または母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭等の児童のための「児童扶養手当」の受給者は年々減少しており、身体または精神に障がいをもつ 20 歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は 7 人前後で推移しています。

### ■児童扶養手当受給者数の推移

	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
件数	74	73	64	62	66

出典：九重町健康福祉課

### ■特別児童扶養手当受給者数の推移

	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
件数	6	6	7	7	7

出典：九重町子育て支援課

## (7) 自殺者の動向

自殺者の動向を人口 10 万人に対する率で見ると、全国は減少しています。大分県は、2018 (平成 30) 年までは、増加傾向で推移していましたが、2019 (令和元) 年に、減少しています。九重町は、人口が少ないため、自殺者数で率が大きくかわります。九重町は 5 年間の平均を見ると高い傾向にあります。

### ■自殺件数の推移

	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年
全国	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7
大分県	16.4	16.6	16.9	17.4	15.9
九重町	38.9	9.9	0.0	30.9	21.0
九重町 (人)	4	1	0	3	2

出典：地域自殺実態プロフィール 2020

## 2. 地域を支える地域資源

少子高齢化や世帯構造の変化が進み、支援を必要とする住民に対し、地域として一体的に取り組む課題は多く、多様化しています。

一方、本町には、福祉サービス、地域活動等、地域福祉を推進する上で重要な役割担う人材が豊富であり、多様化する地域課題の解決に向けた活用等が期待されます。ただし、メンバーの高齢化や多様化するニーズへの対応等で、より多くの人材確保が課題となっています。

### ■九重町の民生委員・児童委員

民生委員・児童委員 37名

主任児童委員 4名

### ■九重町のボランティア団体

団体名	H28 参加者	R2 参加者	活動内容
ボランティア東	34名	36名	調理、配食、見守り活動
はづきの会	32名	32名	〃
キスゲの会	23名	28名	〃
ボランティア南	26名	30名	〃
かっこうの会	10名	9名	朗読・音訳
風船バレー介助グループ	13名	12名	身障者の風船バレー介助
ふきのとう	11名	11名	手話通訳
児童館協力者	11名	11名	児童館活動の協力
災害ボランティア	9名	9名	災害ボランティア
個人ボランティア	18名	12名	配食、理容・美容ほか

■防災士 174人

■支え合いリーダー 106人

■ファミリー・サポート・センター事業<sup>※1</sup> まかせて会員18人 お願い会員 14人  
(令和3年11月現在)

### ■地区協議会

平成の合併において単独での「自律のまちづくり」を選択した本町は「自律推進計画」で「住民との協働のまちづくり」を目指し、「自助・共助・公助」の原則に基づき行政運営を行ってきました。

地区協議会は、地域での課題解決に向けての自主的な活動の機運が高まる中、2009年度に設立されました。

今後も、住民との協働による地域の活性化を図るために、自助・共助・公助の各々の立場において情報を共有化し、共感のもとにコミュニティの形成を図る必要があります。

※1 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)とは、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。


### 3. 前計画における課題等

第3次地域福祉計画では、以下の3つの基本目標を掲げ、計画を推進しました。それぞれの項目について、社会福祉協議会の生活課題調査により現状と課題等を把握し、関係各所や福祉関係団体へのヒアリング調査等を行いました。

「第4次計画で検討すべき課題等」中の( )内は、本計画での課題解決のための計画掲載ページです。

#### 基本目標 1 住民、団体、行政が一体となった地域福祉づくり

##### 1-1 地域福祉の担い手づくり

生活課題調査 (2020年～)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者、役員等の担い手不足</li> <li>・見守りが必要な世帯の増加(独居、認知症、ひきこもり、災害時等)</li> <li>・ゴミ出し困難者</li> <li>・道路清掃等の地域活動の維持が困難となっている地域の顕在化</li> <li>・個人情報保護による関わりづらさ</li> <li>・交流の場に参加できない人がいる(移動手段不足) 等</li> </ul>
第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの高齢化、メンバーの固定化が課題</li> <li>・ボランティア活動参加へのきっかけとコーディネートが必要</li> <li>・各団体等が連携することで、地域で子どもを育てる気運の醸成につながっている</li> <li>・若い世代を対象にした議論をする場については社会教育分野との連携が必要 等</li> </ul>
福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材不足、後継者不足、会員の高齢化</li> <li>・各種団体間の更なる連携強化が必要</li> <li>・1人が複数のボランティアを受け持っており、負担になっている</li> <li>・地域活動やボランティア活動を活性化するためには、与えるだけでなく、得るものも多いということを体感できるイベント等が必要ではないか</li> </ul>
関連計画策定時のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への参加意向について、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」(41.0%)が前回調査よりも10%程度増加傾向&lt;総合計画アンケート調査&gt;</li> </ul>
	
第4次計画で検討すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後継者の育成、特に中核を担う人材の育成(→48ページ)</li> <li>○地域のつながりづくり(→46ページ)</li> <li>○多世代交流(→48ページ)</li> <li>○気軽にできるボランティア活動の推進(→49ページ)</li> <li>○各種団体間の更なる連携強化(→48ページ)</li> </ul>

## 1-2 活動支援

<p>生活課題調査 (2020年～)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の集いの場をもっとつくり、顔を合わせてコミュニケーションを取っていくことが大切</li> <li>・マップづくりや避難訓練の実施について話し合う場がない</li> <li>・溝掃除や公民館掃除等のいろんなことができなくなった</li> <li>・男のサロン、男性の出る場をつくる、特技を広めることが必要</li> </ul>
<p>第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員活動のなり手がいない</li> <li>・民生委員・児童委員や福祉委員の認知度が低い</li> <li>・あて職が多く会議が負担になるといわれる</li> <li>・活動員の減少に歯止めがかからない</li> <li>・ささえあい活動の参加者の増加</li> <li>・社協寄付金・共同募金ともに減少傾向</li> <li>・地区公民館の整備によりハード面は整ったものの、地区協議会との連携については、十分な連携が図れていない</li> <li>・限られた人材、予算でより効果的に地区公民館の活用を行っていくことが必要</li> <li>・生活支援・外出支援等の暮らしの困りごとを支援するための有償サービス組織（くらサポ）の設立</li> </ul>
<p>福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動のマナー化</li> <li>・メンバーの高齢化の割合が高く、役員及びリーダーが育たない</li> <li>・支援者は民生委員か、ボランティア等で一般社会人の支援がない</li> <li>・福祉委員に対する研修がされていない</li> <li>・福祉委員や他の関係機関や団体と情報や意見交換の場が欲しい</li> <li>・地域の人気が気軽に参加できる雰囲気作りが必要</li> </ul>
<p>関連計画策定時のアンケート調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が1人でも気軽に立ち寄れる総合型の施設があると良い</li> </ul> <p>&lt;総合計画アンケート調査（自由意見）&gt;</p>
<p>第4次計画で検討すべき課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の場や機会の確保（→47ページ）</li> <li>○民生委員・児童委員、福祉委員活動の支援（→50ページ）</li> <li>○各委員への研修（→47ページ）</li> <li>○NPO・ボランティア活動の支援（→49ページ）</li> <li>○活動拠点の整備と地区協議会との連携促進（→47ページ）</li> <li>○行政区と地域活動団体の活性化と連携促進（→48ページ）</li> <li>○会員や後継者確保の支援（→48ページ）</li> </ul>

## 基本目標 2 きめ細かな福祉サービスの展開

### 2-1 多様な福祉サービス提供主体の育成

生活課題調査 (2020年～)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職とつながっていても、災害時等いざという時、隣近所とのつながりがないと対応できない</li> <li>・デイサービスに通い出し、地域と縁が薄くなった</li> <li>・リハビリで歩行が改善されたため、多世代食堂の参加をすすめたい</li> </ul>
---------------------	--

第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームが整備されたが、男性棟のみでサービスの多様化という点においては、ニーズに対応できていない</li> <li>・介護保険サービスの利用開始に伴って、専門職とのかかわりと反比例して、地域とのかかわりが希薄化する傾向があった</li> <li>・災害、転倒、徘徊時、急変時に迅速に対応できるよう、近隣関係を主軸とした日常的な見守り体制を再構築していくことが課題</li> </ul>
----------------------	---

福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療支援の困難（車を手放したり）</li> <li>・サロン活動の活性化</li> <li>・くらサポの利用紹介</li> </ul>
-------------------------	---

関連計画策定時のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーさん等の介護人材不足&lt;総合計画アンケート調査（自由意見）&gt;</li> </ul>
-----------------	--



第4次計画で検討すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○孤立解消、地域つなぎもどし（→46ページ）</li> <li>○社会福祉協議会との連携強化（→49ページ）</li> <li>○民間サービス事業者の育成支援（→52ページ）</li> <li>○各種団体との連携強化（→48ページ）</li> <li>○高齢者福祉の充実（→55ページ）</li> <li>○各種サービスの周知（→51ページ）</li> </ul>
----------------	---

## 2-2 多様なサービス供給の仕組みづくり

<p>生活課題調査 (2020年～)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すぐに誰かに相談できるシステムが必要</li> <li>• どこに相談、申込みをすればよいかかわからない</li> <li>• ほとんど家から出てこない人がいるがどうしたらいいか</li> <li>• 社協や包括、役場に情報提供や相談をしても、リターン(結果報告、状況説明)がない</li> <li>• 何度も同じ説明求められるので連携がとれていないのではないか</li> </ul>
<p>第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい分野における福祉サービスが不足しており、近隣市町と連携したサービス提供体制の確保が必要</li> <li>• 就労支援として農福連携に取り組んでおり、事業所との一層の連携が必要</li> <li>• 介護分野においては、24時間支える仕組み、「訪問」や「泊り」を組合せて提供する仕組みが不足</li> <li>• サービスの充実に加えて、近隣関係を主軸とした日常的な見守り体制を再構築していくことが課題</li> <li>• 人権に関する問題や権利擁護(虐待等)については情報開示等含め指導が必要</li> <li>• 暮らしのサポートセンターは住民に身近な窓口として相談・実績は増加傾向にあり、住民自ら課題解決を行う点で有益</li> </ul>
<p>福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 虐待は問題が表面化しづらい</li> <li>• 児童虐待に対する地域住民の通告義務等について、周知が必要</li> <li>• 多岐にわたる活動の問題の大半は、関係機関への「つなぎ」で終えており、活動の意欲を維持するためにも結果報告が必要</li> <li>• 地域の福祉関係の諸機関、団体が福祉に対する共通認識を持ち、意識を高めるような指導をしてほしい</li> <li>• 現状を考えると「地域共生社会」の実現を早期に考えるのが最適ではないか、各種問題は全て、地域共生で解消されるのではないか</li> <li>• 関係機関や団体は、地域課題に対し一歩引いた態度で向かう傾向にあり、積極さに欠けているのが現状</li> </ul>
<p>関連計画策定時のアンケート調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者が安心な社会を築くため力を入れるべきことでは、「介護保険及びその他の高齢者福祉サービスの充実」(56.5%)の割合が最も高い&lt;総合計画アンケート調査&gt;</li> <li>• 障がい者(児)がいきいき暮らすため力を入れるべきことでは、「自立に向けた就労支援」(47.2%)の割合が最も高い&lt;総合計画アンケート調査&gt;</li> </ul>
<p>第4次計画で検討すべき課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な相談体制の強化 (→51 ページ)</li> <li>○ 関係機関の積極的な支援体制及び情報共有 (→51 ページ)</li> <li>○ 活動上必要な情報の提供 (→51 ページ)</li> <li>○ ニーズに対応した在宅福祉サービス等の充実 (→52 ページ)</li> <li>○ 自立に向けた就労支援 (→53 ページ)</li> <li>○ 手助けを前向きに考える地域づくり (→46 ページ)</li> </ul>

## 2-3 安全に暮らせる地域づくり

生活課題調査 (2020年～)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物や通院等の移動手段の確保を望む意見が多い</li> <li>・マップづくりの開催が進まない</li> <li>・行政区に入っていない人は、災害時はどうするのか</li> <li>・足が悪いのでひとりで逃げられない</li> <li>・指定の避難所への道のりが遠く危険である</li> <li>・自主避難場所にも物資が届くようにしてもらいたい</li> </ul>
---------------------	--

第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災リーダーとなる防災士の育成に努めているが、年々資格取得講習受講者が減少</li> <li>・避難所運営に関わる職員の負担が増大</li> <li>・「支え合いマップ」づくりの実施により、「防災」を切り口に住民と関係者がその地区の福祉課題と向き合い、解決に向けた連携や協議をする場ができつつある</li> <li>・地域住民に活動内容の周知ができていない</li> <li>・防犯カメラについても庁舎周辺にしか設置していないため、町内主要箇所への設置が望まれる</li> </ul>
----------------------	---

福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等のゴミ出し困難なケース等の住環境悪化への対応が必要</li> <li>・支え合いマップづくりを通して絆を深めることが重要</li> <li>・消費生活相談員にすぐに相談するよう周知が必要</li> <li>・災害時指定避難所まで様々な理由で行けない場合、一時避難所を開設してもらえると安心</li> <li>・災害時地域での支援者が必要な人の個人情報の共有について、法律によって妨げられているのが残念。活動への限界を感じる</li> <li>・福祉活動に区長の協力が必要</li> </ul>
-------------------------	--

関連計画策定時のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域安全対策で力を入れるべき項目では、「危機管理及び自然災害対策の強化」(47.5%)の割合が前回同様最も高い&lt;総合計画アンケート調査&gt;</li> </ul>
-----------------	---



第4次計画で検討すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災・防犯体制の整備(→57ページ)</li> <li>○防災訓練への参加促進(→57ページ)</li> <li>○バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり(→59ページ)</li> <li>○危機管理及び自然災害対策の強化(→57ページ)</li> <li>○個人情報共有の安全な体制づくり(→50ページ)</li> <li>○地域防災の担い手確保、育成(→57ページ)</li> </ul>
----------------	--

## 基本目標 3 人にやさしい地域づくり

### 3-1 人権を尊重する地域づくり

<p>第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修等への参加者の固定化傾向がみられ、町民意識調査結果を見ると、若年層と高齢者層の研修参加率が低い</li> <li>・住民への制度の周知が必要</li> <li>・各地区に地域食堂やくらしのサポートセンターの設置により、地域共生社会の気運が高まる</li> <li>・全域に広げていくためには、更なる庁内連携、まち協との連携を高めていくことが必要</li> <li>・権利擁護の推進にあたっては、専門職団体（弁護士・司法書士・社会福祉士）及び家庭裁判所との連携が課題</li> </ul>
<p>福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校現場や行政からの民生委員・児童委員に求める役割が不明確なことから、意見交換の場づくりが必要</li> <li>・障がいに対する地域の理解が浸透していないことから、障がい者と地域住民の交流機会を増やすことが重要</li> <li>・地域のマップづくり、日頃からの関係づくりや情報交換、介護や関係機関との情報、何をどうするかを話し合っておくことが必要</li> </ul>
<p>関連計画策定時のアンケート調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育で力を入れるべき項目では、「いじめや不登校をなくすための学校・地域・家庭が一体となった教育環境の整備」（44.1％）の割合が最も高い＜総合計画アンケート調査＞</li> <li>・人権が尊重される社会を創造するために必要な取り組みでは、「学校における人権教育の推進」（45.5％）の割合が最も高い＜総合計画アンケート調査＞</li> <li>・今後も高齢化が進行していくことを鑑みると、親族支援の限界等、権利擁護支援における担い手不足が生じる可能性がある＜玖珠郡権利擁護ニーズ調査＞</li> <li>・玖珠郡の専門職同士がつながり、地域住民の意識を高めることで、家族支援だけでなく地域で権利擁護支援の体制をつくることが求められる＜玖珠郡権利擁護ニーズ調査＞</li> </ul>
<p>第4次計画で検討すべき課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権や支え合い意識の啓発（→46 ページ）</li> <li>○学校における人権教育の推進（→47 ページ）</li> <li>○専門職同士のつながる仕組みづくり（→51 ページ）</li> <li>○地域における支援体制の整備（→51 ページ）</li> <li>○悩みを相談できる場所づくり（→51 ページ）</li> </ul>

### 3-2 教育・文化の充実と交流の地域づくり

第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各地区の多世代交流型「地域食堂」に障がいを持った人も「地域デビュー」できるよう、動機づけし、包摂的な風土が生まれつつある</li> <li>• 「地域食堂」で障がいの有無に関係なく同じ時を刻むことで、座学では得られない望ましい人権意識が参加者相互に芽生えている</li> <li>• 子育て支援アプリについては、周知が十分にできていないことが課題</li> <li>• 子育て関連用品購入助成金事業は、対象となる用品の見直しが必要</li> </ul>
----------------------	---


福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者と地域住民の交流機会を増やすことで、障がい者への偏見がなくなると思われる</li> </ul>
-------------------------	--

関連計画策定時のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て環境の充実に力を入れるべきことでは、前回調査では「保育サービス・幼児教育の充実」(33.4%)の割合が最も高くなっていたが、今回の調査では「公園等の子どもの遊び環境づくり」(25.7%)の割合が最も高い&lt;総合計画アンケート調査&gt;</li> </ul>
-----------------	---



第4次計画で検討すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な価値観に応じた福祉教育 (→47 ページ)</li> <li>○多様な交流の促進 (→47 ページ)</li> <li>○子育て情報発信の充実 (→56 ページ)</li> </ul>
----------------	---

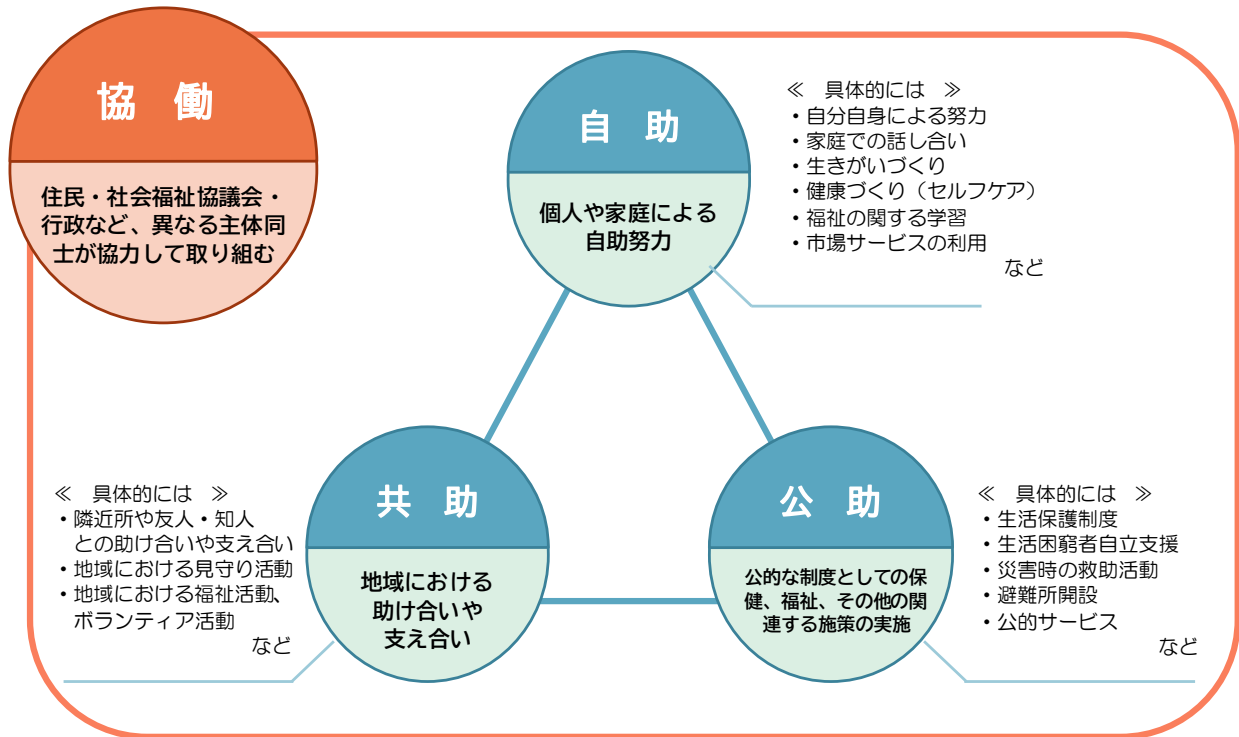
### 3-3 安心して暮らせる地域づくり

生活課題調査 (2020年～)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の早期発見と共有が必要</li> <li>・制度の狭間の問題</li> <li>・未解決困難事例に対応するチームでの支援体制づくりが必要</li> </ul>
第3次計画評価及び関係各所へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮の原因が複雑化しており、潜在的な困窮者がコロナ禍により表面化</li> <li>・ひきこもりは家族が隠す傾向があり、発見されたときは親が高齢で親の年金で生活していることが多い</li> <li>・ひきこもり期間が長いほど、一般就労につくことが難しい事例が多く、職場体験や中間的就労等の受け皿が必要</li> <li>・老人クラブ数と会員数が減少</li> <li>・ほほえみ教室に通うことで地域のサロンに行かなくなる人がでる、両立が難しい</li> </ul>
福祉関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者や貧困家庭の支援は、個人の問題なので、外部からは介入しづらく、把握が困難</li> <li>・役場、社協等による気軽に相談できる体制の整備が必要</li> <li>・青年のニート、ひきこもり等実態の把握が困難</li> <li>・日常生活の支援は、有償ボランティア（くらしのサポートセンター）が支援の必要な人にはできている</li> <li>・一人暮らしの家に2～3人での声掛けや安否の確認が必要</li> <li>・子どもとお年寄りとおふれ合う機会が増えるとよい</li> </ul>
関連計画策定時のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の充実が進まないと高齢になって住み続ける事に難しさを感じる 〈総合計画アンケート調査（自由意見）〉</li> </ul>
	
第4次計画で検討すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度の狭間で解決が難しいケースの早期発見と共有（→53ページ）</li> <li>○生活困難世帯の自立支援（→53ページ）</li> <li>○高齢者が現役で活躍できる場づくり（→55ページ）</li> <li>○健康寿命の延伸（→55ページ）</li> <li>○関係機関の連携による相談体制づくり（→51ページ）</li> </ul>

# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 1. 計画の基本理念

### 個人の尊厳の保持



### 役割と責任の遂行

#### 基本理念

### 福祉の元気をまちのすみずみへ

本計画は、「個人の尊厳の保持」を普遍的精神とします。そのうえで、九重町のまちづくりの基本である自助・共助・公助の考え方のもと、地域共生社会の実現に向け、住民、地域・団体、行政が役割と責任を果たし、まちのすみずみに、たくさんの交流や支え合いを生みながら、誰一人取り残さない、そして誰もがしがあわせを実感できる持続可能なまちづくりをめざすことを基本理念とします。

## 2. 基本目標

基本理念の実現、および高齢者、障がい者、児童の各計画で共通して達成すべきものとして、以下の4つを基本目標として計画を進めます。

### (1) 支え合いとふれあいのある地域づくり

地域福祉の推進のためには、地域で支え合い、助け合おうとするつながりが重要となります。地域のつながりを強化するためには、日ごろからの住民同士の交流と地域の活動への支援が必要となります。

住民同士の交流を深めるよりどころである公民館の充実を図るとともに、地域での地域福祉充実に向けた取り組みへの支援と、声掛け運動等の日頃の取り組みの推進を行います。

### (2) きめ細やかな地域福祉サービスの提供体制づくり

すべての住民が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援（対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成等）を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。

これを実現するために、制度毎の支援を行うだけでなく、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討します。

### (3) 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

誰もが生涯を通じて健やかでいきいきと暮らすことができるよう、安心して住み続けられるよう、福祉サービスや子育て支援の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者、子ども等のすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。

### (4) 安全で安心して暮らせる地域づくり

防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な課題となります。災害対策は、住民一人ひとりが当事者となるため、地域や住民自身の取り組みが求められます。そのため、地域と住民の防災力の向上に努めます。

また、すべての人が安心して暮らせるまちに向けて、事故・犯罪の防止、権利擁護の推進等の各種施策を推進します。

### 3. 数値目標

地域福祉に関する数値目標を掲載します。

既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。このため、各個別計画にかかる数値目標については、それぞれの計画に記載されたものとしします。

	現在値 2020（令和2）年度	目標値 2026（令和8）年度	関連 ページ
重層的支援体制整備事業	0	令和5年度までに整備	P11～14 P51
支え合いリーダー <sup>※1</sup>	88人	250人	P48
サロン数 <sup>※2</sup>	54か所	70か所	P47
住民参加型生活支援団体数	2団体	4団体	P47
防災見守りマップづくり <sup>※3</sup> 件数	56件	100件 (年間20件×5年)	P57
緊急通報システム機器設置 台数	145台	200台	P58

※1 支え合いリーダーとは、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者等の見守り活動等の地域での支え合い活動の担い手のことです。

※2 サロンとは、高齢者のための集いの場所のことで、高齢者の健康増進及び生きがいづくりを目的として、住民が自主的に行っています。

※3 防災見守りマップづくりとは、地域にどんな人が住んでいるか・日頃から行われている見守り活動の状況等を大きな住宅地図に記入し、地域の皆さんで情報共有します。そうすることで地域の課題や気になる人が見え、今後の対応や課題にどう取り組むか話し合うことができます。また、災害時の危険箇所や緊急時の対応についても、住民同士で改めて共有することで、防災意識を高めることができます。



## 4. 重点的に取り組む分野

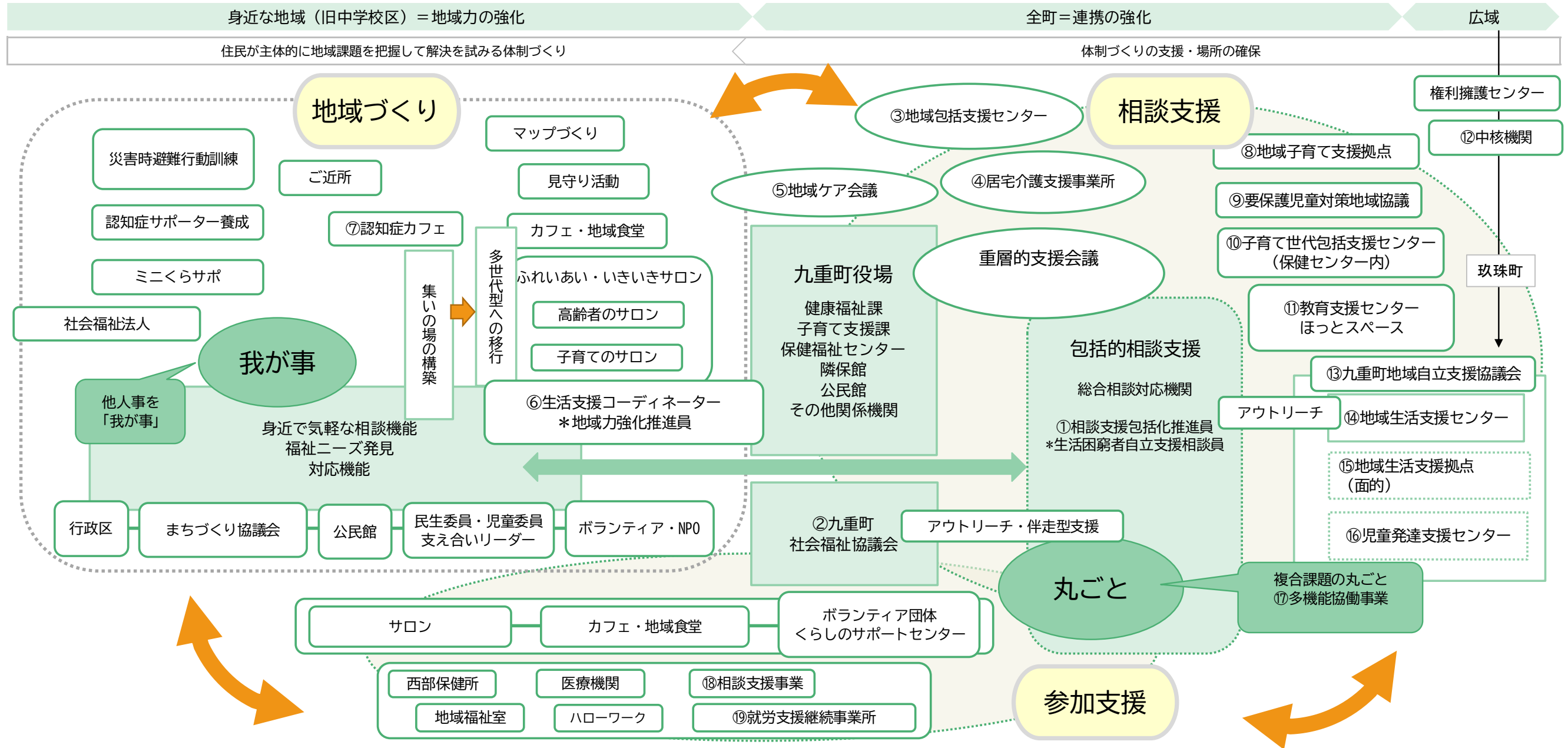
基本理念の実現や4つの基本目標達成に向け、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉等の各福祉分野が共通して重点的に取り組む分野として、次の2点の重点項目を設定します。

重点分野1：支え合いの地域づくり（我が事）	
<p>地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。</p>	
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民がともに助け合い支え合う地域づくりや、地域コミュニティ組織の支え合いの仕組みづくり支援や、地域のネットワークの充実に努めます。</li> </ul>
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念の普及啓発を図るとともに、住民の地域福祉への意識を高め、関係団体との交流等の活性化により、互いに支えあう地域社会づくりを推進します。</li> </ul>
子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援を担う関係者・関係機関等と連携し、地域ぐるみでの子育て支援の意識の醸成を図ります。地域で子育てをサポートしてくれる人の発掘に努め、活動が積極的に行われるように支援します。</li> <li>社会福祉協議会等が実施する住民同士の支え合いによる「支え合い訪問サービス」や各地域で行う多世代食堂（ふれあい地域食堂）等と連携し、地域のつながりづくりを推進します。</li> </ul>
地域福祉	<p>1-(1)-① 支えあいの意識醸成（P46）            1-(1)-④ 活動のきっかけづくり（P47）            1-(2)-① 活動拠点の整備（P47）            1-(2)-② 地域交流の促進（P48）            1-(2)-③ 住民主体の活動支援（P48）            「重層的支援体制整備事業」の実施（P11～14）</p>

※1 ノーマライゼーションとは、障がいのある人と障がいの無い人が同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指すことです。

重点分野2：相談体制の充実（丸ごと）	
<p>複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぎます。また、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。</p>	
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やホームページの充実、九重町地域包括支援センターにおける相談機能の強化等、身近で多様な相談体制の充実に努めます。</li> </ul>
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい巡回相談会をはじめとした相談支援事業の普及・啓発に努めるとともに、自立支援協議会や相談支援事業者との連携の強化を図ります。また、各種の相談に対して適切に対応できるよう、関係機関や町職員等の能力向上を図ります。</li> </ul>
子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の育児不安の解消を図るため、妊娠期からの相談・保健指導等母子保健事業の充実強化を図ります。また、保健、医療、福祉、教育の各関係機関や、母子保健推進員等の地域住民と連携し、母子保健事業と育児支援事業が一体的に切れ目なく提供できる体制づくりを目指します。</li> </ul>
地域福祉	<p>2-(1)-① 包括的な相談体制の充実（P51）</p> <p>2-(3)-③ 虐待防止対策の充実（P53）</p> <p>2-(4)-① 生活困窮者支援（P53）</p> <p>2-(4)-② 困窮した子育て家庭への支援（P54）</p> <p>2-(4)-③ 生きることの包括的な支援の推進（P54）</p> <p>2-(4)-④ 犯罪を犯した人の社会復帰支援（P54）</p> <p>2-(4)-⑤ ひきこもりへの支援（P54）</p> <p>「重層的支援体制整備事業」の実施（P11～14）</p>

# 重層的支援体制のイメージ



No.	項目	役割・活動内容等
①	相談支援包括化推進員	複雑化・複合化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートします。多職種・多機関のネットワーク化を進めます。
②	九重町社会福祉協議会	社会福祉法に規定された民間団体として、地域福祉事業推進の中心的役割を担います。地域福祉に関する啓発や、地域住民による自主的な活動の支援、ボランティア活動の支援、きめ細かい相談支援、権利擁護に関する事業などを行います。
③	地域包括支援センター	地域の高齢者の暮らしや健康等を総合的に支援する機関であり、誰でも利用できる相談窓口です。健康福祉課内に設置されています。
④	居宅介護支援事業所	要介護者が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成などを行います。また、生活課題解決に向けた支援を行います。
⑤	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を推進します。
⑥	生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援の担い手の養成、組織化、つながりなどを行うなど、地域の取組を総合的に支援・推進します。
⑦	認知症カフェ	認知症高齢者や介護者、地域住民、医療・介護の専門職等が気軽に集い、介護負担の軽減や意見交換等を行います。
⑧	地域子育て支援拠点	子育て支援センターまたは子育てサロンとして、子育て家族（概ね3歳までの子どもが対象）が自由に集い、交流する場であり、子育てに関する相談にも応じます。
⑨	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う
⑩	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、関係機関と連携して、切れ目のない支援を行います。

No.	項目	役割・活動内容等
⑪	教育支援センター ほっとスペース	不登校児童生徒や子どもの教育に悩む保護者の相談に応じて、必要に応じて教育機関と連携し、相談支援・学習支援・生活支援等を行います。
⑫	中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワークのコーディネートを行う機関です。
⑬	九重町地域自立支援協議会	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として設置しています。地域課題に対する支援策の検討等を行います。
⑭	地域生活支援センター	障がい児者、その支援者（家族や障害福祉サービス提供事業所など）からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関への紹介、調整などを行います。地域自立支援協議会の運営等、支援のネットワーク構築にも取り組みます。
⑮	地域生活支援拠点	障がい児者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場などの地域の体制づくりを行い、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を構築します。
⑯	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設です。障がいのある児童に、通所により指導や訓練を行うほか、保育所等との連携、相談支援等を行います。
⑰	多機能協働事業	重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
⑱	相談支援事業所	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、様々な相談支援や障がい福祉サービスの利用計画の作成等を行います。
⑲	就労支援継続事業所	障がいのある方に対して、働く場所を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。A型（雇用契約あり）とB型（雇用契約なし）があります。



## 5. 地域共生社会とSDGs

SDGs（エスディーゼイズ、持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月に国連で採択されたもので、「誰一人取り残さない（leave no one behind）を理念に、17の目標と169のターゲットを設定しています。

それぞれの国や地域の人々は、17の目標を意識し、目の前にある課題や資源に向かい合い、行動を起こし、地域の問題を解決しながら、SDGsの掲げる世界目標を実現していくことが求められます。

「Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、足元から行動せよ）」という言葉がありますが、まさにこの動きを一人ひとりが始め、強化することが求められています。

各自治体でも、高齢化や人口減少の進行等、「持続可能な地域づくり」が大きな課題となっています。この点からも各自治体はSDGsを意識した取り組みを進めています。

地域共生社会は、持続可能な社会をつくるという点でSDGsと共通する視点を持ちます。さまざまな人たちが、さまざまな形をもってパートナーシップを持ちながら参加していくという流れも同じです。地域共生社会の基盤となる社会的包摂（誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと）や基本的人権を尊重することもSDGsと共通します。

SDGsは17の目標は、それぞれが根っこでつながっているという視点を導入したことも特徴的です。地域では、従来の制度では十分対応できない複雑化・多様化した問題を抱える人が増えています。今回の計画では、福祉制度における分野別の縦割りを克服し、分野横断的な相談体制を整備し、すべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会をめざします。この点もSDGsと同じです。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



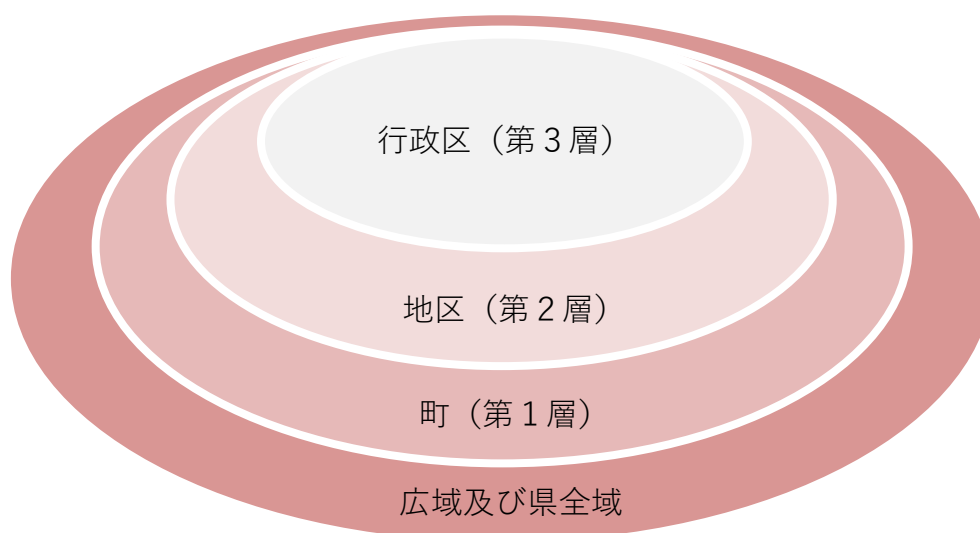
## 6. 身近な圏域の考え方

地域福祉の推進に当たり、活動範囲の目安となる範囲（圏域）を設定する必要があります。

圏域の設定に当たっては、日常生活の範囲、地区や民生委員・児童委員の活動範囲、学区、福祉サービスの提供範囲、町全体等の様々な分け方が考えられます。また、地域活動や子育て等の分野ごとに適切な圏域が異なります。

そのため、求められる機能・役割ごとに複数の圏域を設定します。また、地区で行っている日常生活での見守りから町全体で行っている福祉サービスにつなげるといった圏域間での連携や、福祉サービスの提供体制を整理し、重層化する必要があります。

本町では、地区公民館を拠点とした地域づくりや福祉活動が積極的に行われており、孤立・孤独を防ぐための総合的な相談機関の役割を果たしうる重要な圏域にもなります。地区公民館には、職員も配置されており、地域福祉と社会教育の連携による取り組みも重要です。



圏域	圏域の役割
行政区 (第3層)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣での見守り</li> <li>・ 民生委員・児童委員・福祉委員の活動</li> <li>・ いきいきサロン、声かけ運動等</li> <li>・ 助け合い</li> </ul>
地区 (第2層)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参加型生活支援団体の活動（くらしのサポートセンター）</li> <li>・ カフェや地域食堂等の集いの場</li> </ul>
町 (第1層)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス等の提供</li> <li>・ 子ども子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域</li> </ul>
広域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害等に対する広域的な支援</li> <li>・ 障がい福祉サービスの圏域整備</li> <li>・ 成年後見制度推進の圏域体制</li> </ul>

## 7. 施策体系

### 基本理念

#### 福祉の元気をまちのすみずみへ

本計画は、「個人の尊厳の保持」を普遍的な精神とします。そのうえで、九重町のまちづくりの基本である自助・共助・公助の考え方のもと、地域共生社会の実現に向け、住民、地域・団体、行政が役割と責任を果たし、まちのすみずみに、たくさんの交流や支え合いを生みながら、誰一人取り残さない、そして誰もがしあわせを実感できる持続可能なまちづくりをめざすことを基本理念とします。

#### 基本目標 1 支え合いとふれあいのある地域づくり

- (1) 地域福祉の意識を育む
- (2) 地域住民の活動の場と居場所づくり
- (3) 地域福祉の担い手づくり
- (4) ボランティア活動の支援
- (5) 民生委員・児童委員活動の支援

#### 基本目標 2 きめ細やかな地域福祉サービスの提供体制づくり

- (1) 相談体制と情報提供の強化
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 支援を必要とする人への自立支援

#### 基本目標 3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

- (1) 高齢者福祉の推進
- (2) 障がい者福祉の推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実

#### 基本目標 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

- (1) 緊急時や災害時における助け合い
- (2) すべての人が安心して暮らせる環境づくり

## 第4章 計画の取り組み

住民（自助）、地域・関係団体（共助）、行政（公助）が、同じ目的のために協力（協働）し、取り組みを推進します。

### 基本目標 1 支え合いとふれあいのある地域づくり

#### (1) 地域福祉の意識を育む

<b>方向性</b>
<p>地域福祉は、障がいの有無や年齢、性別等に関係なく地域に暮らす住民同士がお互いを認め合い、誰も排除されず受け入れられ、ともに生きていく地域社会を基盤としています。</p> <p>だれもが安心して普段の暮らしの幸せが実感できるよう、一人ひとりが生活に課題を抱える人への理解と関心を深めて、地域の課題に積極的に取り組む意識を持つことが重要です。そのために、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動をさらに活発化させていくための取り組みを推進します。</p> <p>また、見守り・支え合う地域づくりを実現するためには、子どもから大人まですべての住民一人ひとりの心の中に、相手を尊重し、見守り・支え合う福祉の心を育てることが必要です。地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別等をなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。</p>
<b>住民の取り組み（自助）</b>
<p>○ご近所同士の助け合いをします。</p> <p>○福祉に関心を持ち、体験会や講演会等へ参加し意識を高め、自分のできることを福祉活動の実践につなげます。</p> <p>○人権に関する問題を正しく理解し、行動できるようにします。</p>
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
<p>○高齢者、障がい者・障がい児や子どもの見守り、気軽な生活支援を行うグループ等、身近で気軽に取り組めることから始めます。【地域】</p> <p>○地域行事で、子どもたちが一人暮らしの高齢者の家を訪問する機会を増やします。【地域】</p> <p>○地区や行政区単位での住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。【地域】</p> <p>○住民同士のコミュニケーションを増やすとともに、気軽に話し合える雰囲気づくりをします。【地域】</p> <p>○人権に関する学習の場の充実をします。【団体】</p> <p>○学校等と協力し、子どもと地域や高齢者、障がい者のふれあいの場を設け、子どもの福祉の学びを促進します。【団体】</p> <p>○地域で高齢者や障がい者等の福祉に関する講座を開催し、福祉に対する意識向上に努めます。【地域】</p>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① <b>支えあいの意識醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、相互の連携・協働のもと課題を解決できる仕組みづくりを推進します。</li></ul>

・地域のつながりや支え合いの重要性について、さらに啓発・推進します。

## ② 人権意識の啓発

- ・社会教育、学校教育での人権教育の充実を図ります。
- ・学習の機会が少ない層へのアプローチ方法を工夫し、研修会等への参加促進に取り組みます。
- ・人権問題の解決に向け、地域団体や関係団体等と連携し、住民への啓発活動をします。

## ③ 福祉教育の推進

- ・あらゆる世代が、我が事として参画し、ともに生きる力を育む福祉教育を推進します。
- ・小中学校の児童・生徒及び未就学児の福祉体験学習やふれあいの場の充実を図ります。
- ・福祉や人権についての理解を深めるため、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、出前講座等を工夫します。

## ④ 活動のきっかけづくり

- ・共生型サロンや地域食堂等を通じて多世代交流の機会を増やします。
- ・各種取り組みを通じて、「地域共生社会」を推進していく具体的なイメージを発信します。
- ・地域共生社会の素地が少しずつ広がるよう広報紙やケーブルテレビ等を活用した広報の充実を図ります。

## ⑤ 認知症と共生するまちづくり

- ・認知症になっても地域の活動に参加でき、安心して暮らし続けられるよう、認知症についての正しい知識を普及するとともに、早期発見、早期診断や相談体制の充実や支援体制の構築を図ります。

## (2) 地域住民の活動の場と居場所づくり

### 方向性

地域福祉を推進する上で、身近な圏域での活動の拠点となる場（機会）の整備や活動の活性化は重要な要素となります。地区集会所や公民館、地区ふれあい交流センター、子育て交流センター等の拠点を活用し、住民の相互交流を図ります。

また、行政区等の小さな単位を想定した支え合い活動を推進するとともに、近所同士で集まれる場（サロンやカフェ等）の推進を図ります。

### 住民の取り組み（自助）

- 日頃から積極的にあいさつをします。
- 自分が困っていることを、見守る人に伝えます。
- 日頃から地区集会所や地区ふれあい交流センター等を利用し、日常的に交流します。

### 地域・関係団体の取り組み（共助）

- サロン活動等の自主的な集いの場づくりをします。【地域】
- 新たな活動の検討と、既存の地域活動の活性化や継承を行います。【団体】

### 行政の取り組み（公助）

#### ① 活動拠点の活用

- ・地域の活動拠点として地区公民館（ふれあい交流センター）の活用を図ります。
- ・地区集会所改修事業について、広報等を通じて広く周知を図ります。

<p><b>② 地域交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代、年齢、対象者の属性等を問わない、地域住民自身による自主的な集いの場、サロン、見守り活動等の地域における交流を促進します。</li> </ul> <p><b>③ 住民主体の活動支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、地区協議会との連携を強化し、各々の地域課題の解決と活動活性化を支援します。</li> <li>・行政（公民館・各課）、社会福祉協議会、まちづくり協議会、住民参加型生活支援団体、地域食堂等関係機関の連携を強化し、主体的な住民の活動を支援します。</li> </ul>
---

### (3) 地域福祉の担い手づくり

<p><b>方向性</b></p> <p>地域福祉を推進していく上で、担い手となる人材の確保は大変重要です。 研修会の開催等により地域福祉を担う人材が育つ環境づくりを推進します。</p>
<p><b>住民の取り組み（自助）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に講座等に参加します。</li> <li>○支え合いリーダーの活動に協力します。</li> <li>○民生委員・児童委員や福祉委員の活動の理解を深めます。</li> </ul>
<p><b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に講座等に参加します。【地域】</li> <li>○地域でのネットワークを強化します。【地域】</li> <li>○地域福祉の担い手の活動の機会をつくれます。【団体】</li> </ul>
<p><b>行政の取り組み（公助）</b></p> <p><b>① 中核を担う人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県の地域共生社会推進人材養成研修における「相談支援包括化推進員」や「地域力強化推進員」の受講を推進します。</li> </ul> <p><b>② 支え合いリーダーの育成・活動支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合いリーダー等の地域活動リーダーを育成する講座等の充実や活動支援の充実を図ります。</li> <li>・各行政区への支え合いリーダー配置に向け推進します。</li> </ul>

#### (4) ボランティア活動の支援

<b>方向性</b>
ボランティア団体や住民参加型生活支援団体等の活動を支援します。また社会福祉協議会が行うボランティア養成講座等を支援し、ボランティアの育成及びボランティア人口の拡大を図ります。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○ボランティア活動へ積極的に参加します。また、周囲へ参加を呼びかけます。 ○ボランティア団体等や社会福祉法人が地域活動を行う際に協力します。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○地域で活動するボランティア団体等に対し活動の支援や、連携しての地域活動を実施します。【地域】 ○ボランティアに関する情報発信をします。【団体】 ○ボランティアをしたい人と必要な人を結びつけるコーディネーター機能を充実します。【団体】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① <b>ボランティア団体等の支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人ボランティア、ボランティア団体等の活動に対し、活動に必要な情報の入手支援、知識・技術の習得に係る支援、活動の広報等の支援をします。</li></ul>
② <b>ボランティア講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座を開催します。</li></ul>
③ <b>気軽にできるボランティア活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人材を発掘・養成し、既存のボランティアグループへつなげます。</li><li>・特技や経験を活かし、住民参加型生活支援団体、ささえあいサービス等に参加する住民が増えるように広報に努めます。</li><li>・各企業や事業所に対し、ボランティア参加への働きかけに努めます。</li></ul>
④ <b>町職員の参加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・町職員は、防災見守りマップづくりや地域ボランティアへ積極的に参加します。</li></ul>

## (5) 民生委員・児童委員活動の支援

<b>方向性</b>
高齢化が進み、見守りが必要な世帯の増加や、なり手の不足等、民生委員・児童委員を取り巻く環境は厳しさを増しています。民生委員・児童委員は、住民に身近な地域で見守りや相談を行い、必要に応じて行政や社会福祉協議会、専門機関とのつなぎを行う重要な役割を担っています。そのため、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、住民等への理解や協力促進等、活動しやすい環境づくりに努めます。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○民生委員・児童委員の活動へ理解と関心を深め、担当民生委員・児童委員の把握や必要に応じた相談や情報提供等、活動への協力を努めます。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○区長（福祉委員）や老人クラブ等の各種団体と民生委員・児童委員は連携を強化し、地域の見守りについて何かあった場合は民生委員・児童委員に相談できる体制を構築します。【団体】 ○民生委員・児童委員の活動を理解し、過度な負担や地区活動への参加を強いることのないよう配慮します。【地域】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① <b>民生委員・児童委員活動の支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員の活動支援のため、見守り対象となる世帯に関する情報の共有、福祉サービスや制度等に関する情報の提供や研修会の実施、連携の強化を行います。</li><li>・定数の確保に向けた取り組みの推進、担当区域割の再編成を検討し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行い、負担の軽減を図ります。</li></ul>

## 基本目標 2 きめ細やかな地域福祉サービスの提供体制づくり

### (1) 相談体制と情報提供の強化

<b>方向性</b>
住民の抱える課題が複雑化・多様化していることから、分野を超えて相談を受け止める体制の構築が求められます。公的な相談窓口に悩みを相談する人が限られていることから、相談窓口の周知とともに、必要に応じて公的な相談窓口を利用する意識づくりや相談しやすい環境づくり等、町全体で困ったときは相談しよう、相談を受け止めようという環境の整備が重要です。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談します。必要に応じて公的な相談窓口を利用します。 ○困っている人がいたら声をかけたり、見守りを行い、悩みを相談された時は誠実に受け止めます。内容や必要に応じて、公的な相談窓口の利用をすすめたり、関係機関につなげます。 ○日頃からサービスに関する情報の把握に努め、必要に応じて専門機関や行政に相談します。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○行政や社会福祉協議会と連携し、地域の見守りを充実させ、困っている人がいたら必要に応じて公的な相談支援へつなげます。【地域】 ○サービスの利用希望者・利用対象者が適切にサービスを利用できるように、相談支援の充実や利用プランの策定に努めます。【団体】 ○地域の課題について、地域全体で取り組むための体制づくりに努めます。【地域】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① <b>包括的な相談体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の抱える課題の複雑化・多様化に対応するため、関係部署が分野横断的に協議し、課題解決に努めます。</li><li>・関係機関と連携し、包括的な相談体制を整備します。（イメージ図 41 ページ）</li></ul> ② <b>相談対応者のスキルの向上</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談者との信頼関係を築けるように、窓口対応者の相談スキルの向上に努めます。</li></ul> ③ <b>福祉サービスに関する情報の提供</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「広報ここのえ」及び町ホームページ等にて、福祉サービスに関する周知広報を行います。</li><li>・福祉関係機関に対して積極的に制度の周知や情報提供を行い、取りこぼしのない支援の実施に努めます。</li></ul>

## (2) 福祉サービスの充実

<b>方向性</b>
福祉サービスは、地域の中で安心して生活し続けるための基盤になります。 国の動向も踏まえながら、各分野で実施している福祉サービスの充実を図るとともに、複合的なニーズを抱えた人の課題を包括的に解決できるよう、分野を超えた連携強化をします。 また、支援を必要とする人が、必要な支援につながるができるよう、福祉サービス等の情報周知に努めます。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○日頃からサービスに関する情報の把握に努めます。 ○必要に応じて専門機関や行政に相談します。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○サービス利用希望者に対して、適切な対応するとともに、サービス提供体制の量の確保や質の向上に取り組みます。【団体】 ○サービスの評価や内容の開示を行い、利用者の適切なサービス選択を促進します。【団体】 ○福祉サービス等を利用した方が良いと思われる人がいた場合、家族や本人に利用をすすめ、行政や社会福祉協議会につなぐ等、サービスの利用に向けたつなぎを行います。【地域】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① 福祉サービスの充実 ・高齢者、障がい者、児童の各分野については、個別計画に基づき福祉サービスの充実に努めます。 ・住民相互の助け合いの精神による住民参加型在宅福祉サービスを推進します。

## (3) 権利擁護の推進

<b>方向性</b>
地域で共に生きる社会をつくるためには、福祉サービスの充実や生活環境の整備とあわせて、一人ひとりの権利を守り、安心して自分らしく暮らせる環境をつくることが重要です。日頃の見守りや、権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取り組みを推進します。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○相手を思いやる気持ちを大切にします。 ○権利や人権等に関する理解を深め、地域で見守る意識を持ち、必要に応じて支援を行います。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○支援や権利擁護の取り組みにつなげた方がいいと思われる場合は、つなぎを行います。 【地域・団体】

<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① <b>成年後見制度の利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九重町成年後見制度利用促進基本計画（→60 ページ～）に基づき、成年後見制度の利用の促進や、制度利用の支援体制の整備します。</li> </ul> <p>② <b>権利擁護に関する周知啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター及び社会福祉協議会等との連携や、広報紙やホームページを活用し、住民や関係事業者に対し、権利擁護に関する制度や虐待防止に関する周知啓発を行います。</li> <li>・すべての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発を推進します。</li> </ul> <p>③ <b>虐待防止対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やパンフレット、ポスターを活用し、高齢者、障がい者、児童等のあらゆる虐待の防止や相談窓口に関する周知広報を行います。</li> <li>・高齢者・障がい者に共通する虐待防止のネットワークの構築や相談体制の充実、相談対応を行う職員の専門知識の向上に努め、虐待の早期発見・早期対応を行います。</li> <li>・児童虐待については、産前・産後の各事業を通して虐待防止及び早期発見に努めます。また、関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用し、個々のケースへ対応します。</li> <li>・要保護児童対策専門職を配置等の体制の充実を図ります。</li> </ul>

#### （４）支援を必要とする人への自立支援

<b>方向性</b>
<p>一人ひとりが住み慣れた場所で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、様々な課題を抱え、支援を必要としている人を把握し、地域や関係機関が連携し継続的に支援を行い、自立を促すことが重要です。</p> <p>複雑化・多様化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援や孤立対策も含め、包括的な支援を推進します。</p>
<b>住民の取り組み（自助）</b>
<p>○困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。</p> <p>○地域に気がかりな人がいたら声をかけたり、関係機関等に相談します。</p> <p>○様々な人が集える場づくりに努めます。</p> <p>○地域で支援を必要としている人を民生委員等の適切な相談者へつなぎます。</p>
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
<p>○課題を抱えた人に対し、関係機関と協力し、長期的・継続的な支援を行います。【団体】</p>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① <b>生活困窮者支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者やその家族、生活困窮者に係る関係機関からの相談に対応し、就労準備支援や家計改善支援を行います。</li> </ul>

## ② 困窮した子育て家庭への支援

- 困窮している子育て家庭に対しては、生活困窮に関する相談と、関係機関と連携して必要な支援を行います。
- 子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。
- 要保護児童等の早期発見・早期対応と情報の共有化に努めるとともに、関係機関の役割を明確にし、系統立てた対応に努めます。

## ③ 生きることの包括的な支援の推進

- 九重町自殺対策基本計画に基づき、地域におけるネットワークの強化や支え合いリーダーを育成する講座等の人材育成等、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進します。

## ④ 犯罪を犯した人の社会復帰支援

- 罪を犯した人等に対する社会復帰支援の取り組みについて、国や県等と連携しながら推進します。

## ⑤ ひきこもりへの支援

- 関係団体と連携し、安心して参加できる居場所づくり等の自立や改善に向けた効果的な支援を図ります。
- 不登校の児童・生徒やひきこもりについて、家庭と、学校や関係機関との連携を図ります。
- 長期にわたりひきこもりの状態にある人等、自ら支援につながる人が難しい人には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により関係性の構築に向けた支援を行います。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

## 基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

### (1) 高齢者福祉の推進

<b>方向性</b>
九重町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、「ともに支えあいいきいきと暮らせるまちづくり」を推進します。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○地域のサロンや老人クラブ活動・ボランティア活動に積極的に参加します。 ○自ら健康管理をするとともに、元気なうちから介護予防に取り組みます。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○ふれあい・いきいきサロン等の住民同士が交流できる場を積極的に設けます。【地域】 ○見守り活動や支え合い活動に地域全体で取り組みます。【地域】 ○様々な機会を通じて、地域住民に地域活動やボランティア活動等への参加を呼びかけます。【団体】 ○困っている人の相談に乗ったり、関係機関につないだりします。【団体】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① <b>高齢者の健康維持・増進の支援</b> ・自分の健康は自分で守る意識を持ち、積極的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発を図るとともに、地域ぐるみでの健康づくり活動を支援します。 ② <b>見守り・支えあい体制の充実</b> ・既存の見守り施策の充実とともに、地域の活力を活かした身近な生活支援につながる事業展開を図るとともに、地域での日常的な声掛けや安否確認の重要性について意識啓発を行います。 ③ <b>高齢者福祉サービスの充実</b> ・「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」に基づきサービスの充実を図ります。 ④ <b>認知症サポーター養成講座の開催</b> ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい知識を学ぶ機会をつくります。

### (2) 障がい者福祉の推進

<b>方向性</b>
ノーマライゼーションの理念の下、「障がい者とその家族が、地域社会の中で、誇りと尊厳をもって生活できる福祉のまちづくり」を推進します。 また、障がい者計画や障がい者福祉計画等に基づきサービスの充実に努めます。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○困っている障がいのある人を見かけたら、声を掛け、できる手助けします。 ○ボランティア活動へ積極的に参加します。また、周囲へ参加を呼びかけます。 ○障がいについて正しく理解します。

<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
<p>○見守り活動や支え合い活動に地域全体で取り組みます。【地域】</p> <p>○地域住民に地域活動やボランティア活動等への参加を呼びかけます。【地域】</p> <p>○困っている人の相談に乗ったり、関係機関につないだりします。【団体】</p> <p>○障がいについて地域で正しく理解します。【地域】</p>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① 啓発・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいおよび障がいのある人についての正しい知識の習得と理解を促進します。</li> </ul> <p>② 各種イベント等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が行うイベントや各種行事において、障がいのある人の参加促進とその環境整備に取り組みます。</li> <li>・障がいのある人とない人が自然な交流ができるよう、交流の場づくりを進めます。</li> </ul> <p>③ 障がい福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づきサービスの充実を図ります。</li> </ul>

### （3）子ども・子育て支援の充実

<b>方向性</b>
<p>ここのえ子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもや子育て家庭を地域全体で支援し、すべての子どもが健やかに育つ地域を目指し、取り組みを推進します。</p>
<b>住民の取り組み（自助）</b>
<p>○子育て交流センターが実施する事業や地域の特色ある行事等に親子で積極的に参加します。</p> <p>○家庭内で子育ての役割分担をして負担の平準化を図ります。</p>
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
<p>○農業体験や職業体験、地域の行事等、子どもや子育て家庭が参加できる機会づくりを行います。【地域】</p>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① 子育て情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ以外にも子育てアプリやリーフレット等妊婦から子育て世帯のすべての人が活用しやすい媒体での情報発信に努めます。</li> </ul> <p>② 子育て家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てにおける各種の経済的支援制度等を周知・運用することによって、子どもを育てる家庭の負担を軽減します。</li> </ul> <p>③ 子ども・子育てサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども子育て支援事業計画」に基づきサービスを充実します。</li> </ul>

## 基本目標 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

### (1) 緊急時や災害時における助け合い

<b>方向性</b>
防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な課題となります。災害対策は、住民一人ひとりが当事者であるため、行政による大きな枠組みでの取り組みとともに、地域や住民自身の取り組みを推進します。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
○日頃から、ハザードマップの確認、防災情報の収集、避難経路の確認、防災用品等の備蓄、地域の防災訓練への参加等、防災対策に努めます。 ○災害時は、状況に応じた早めの避難等、自分と家族を守る避難行動に努めます。 ○災害時の応急活動や災害後の復旧・復興支援のボランティア活動に参加します。
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
○消防団と自主防災組織を中心に、日ごろから防災訓練等に取り組み、地域の防災力の向上に努めます。【地域】 ○隣近所でお互いに避難を呼びかけあう、自力での避難が困難な人の避難援助等、災害時の助け合いに努めます。【地域】 ○自主防災組織を中心に、避難行動要支援者の避難を支援します。また、新たに避難行動要支援者の対象となりうる人がいたら行政や自主防災組織に相談する等、地域での避難行動要支援者の把握に努めます。【地域】 ○災害後は多くの人の心が不安定になることから、お互いに支え合い、地域のつながりの強化に努めます。【地域】 ○防災・見守りマップづくりに取り組みます。【地域】
<b>行政の取り組み（公助）</b>
① <b>自主防災組織の体制強化</b> ・防災教育の実施等、自主防災組織の強化に努めます。 ② <b>防災訓練の実施</b> ・自主防災組織主導による安否確認や避難誘導を行うための防災訓練の実施を推進します。 ③ <b>福祉避難所の整備・拡充</b> ・高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人が避難する福祉避難所の新たな確保とその機能の充実に努めます。 ・各福祉避難所と町による協議会を設立し、体制強化を図ります。 ④ <b>避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成</b> ・継続的に避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行い、最新の状況の反映に努めます。 ・消防団や自主防災組織等に必要に応じて名簿を提供し、災害時の適切な避難支援につなげます。 ⑤ <b>災害ボランティアセンターの運営・支援</b> ・災害時に災害ボランティアセンターが開設された場合は、その運営を支援します。

**⑥ 緊急時使用機器等の周知**

- 緊急医療情報キット<sup>※1</sup>の周知に努めるとともに、配布を推進します。
- 緊急通報システム<sup>※2</sup>の周知・貸与に努めます。

---

**※1 緊急医療情報キット**とは、高齢者や障がい者等の安全・安心のため、掛り付け医、持病等の医療情報、薬剤情報、診察券、健康保険証、本人の写真等の情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫へ保管しておき、救急時に備える全国統一のシステムキットのことを指します。

**※2 緊急通報システム**とは、ひとり暮らし高齢者等の緊急時をサポートするための事業で、毎日の安否確認のほか、緊急時にコールセンターへ通報するための装置です。装置は町が無料で貸与しています。

## (2) すべての人が安心して暮らせる環境づくり

<b>方向性</b>
高齢者や障がい者、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が安全・安心に暮らすため、バリアフリーに配慮した施設等の推進とともに、分かりやすい形での情報の提供やユニバーサルデザインの推進、事故や犯罪の防止に努めます。
<b>住民の取り組み（自助）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○困っている人を見かけたら、声を掛け、できる手助けします。</li> <li>○電車・バスの中で席を譲ります。</li> <li>○交通マナーを守り、安心安全な交通環境の維持に努めます。</li> </ul>
<b>地域・関係団体の取り組み（共助）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや高齢者も安心して暮らせるよう交通安全を推進します。【地域】</li> <li>○お互いに見守りを行い、人の目が行き届く地域づくりをおこなうことで地域の防犯に努めます。【地域】</li> </ul>
<b>行政の取り組み（公助）</b>
<p>① <b>バリアフリー<sup>※1</sup>、ユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>のまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課と連携し、公共建築物等の施設について、大分県福祉のまちづくり条例やその他各種法令等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、環境整備を推進します。</li> </ul> <p>② <b>ヘルプマークの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳等の手帳所持者に限らず、日常生活・社会生活上何らかの困りがあり支援を必要とする人を対象としたヘルプマークを配布し、活用を推進します。</li> </ul> <p>③ <b>地域防犯体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に関する講習会等を実施し、住民一人ひとりの防犯意識を高めます。</li> <li>・高齢者や障がい者・障がい児等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件等を防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めます。</li> <li>・地域防犯に懸念のある事案が発生した場合、速やかに住民に周知します。</li> <li>・地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。</li> <li>・行政と関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを推進します。</li> </ul> <p>④ <b>移動手段の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より利用しやすいコミュニティバスの運行に取り組みます。</li> <li>・外出支援を行う事業所の充実に努めます。</li> <li>・住民相互の助け合いの精神による住民参加型の外出支援を推進します。</li> </ul> <p>⑤ <b>大分あったか・はーと駐車利用証制度の周知・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県が実施している、大分あったか・はーと駐車利用証制度の周知・啓発に努めます。</li> </ul>

※1 バリアフリーとは、道路の段差をなくすといった行為に代表される、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活を送る上で支障となる物理的、心理的な障害等を取り除いていく行為や施策、もしくは取り除かれた状態のことを指します。

※2 ユニバーサルデザインとは、文化や言語、宗教、国籍、門地の違いや障害の有無等に関係なく、だれでも利用できる設計・施工・構造のデザインのことです。

## 第5章 九重町成年後見制度利用促進基本計画

### 1. 計画策定にあたって

#### (1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

支援者は介護・福祉サービス利用手続きや入院手続きといった「身上監護」、預貯金管理、生活費等の支払い、不動産管理といった「財産管理」を行います。

成年後見制度の理念として、「ノーマライゼーション・自己決定の尊重」という理念と本人の保護の調和が求められています。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

#### (2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」、「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は判断能力の不十分な人に対する制度です。判断能力の程度に応じ、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分され、支援者の呼称も「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」に区分され、支援できる範囲も異なります。

「任意後見制度」は判断能力が十分にある人に対する制度で、支援者の呼称は「任意後見人」です。あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、将来判断能力が不十分になった場合に備え、その契約に基づき、任意後見人が本人を支援する制度です。

## 2. 成年後見制度利用促進基本計画の概要

### (1) 九重町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。本計画は「九重町総合計画」を最上位計画、「九重町地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画である「九重町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「九重町障がい者計画」等との整合、連携を図ります。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、市町村地域福祉計画と一体的に策定してよいとされていることから、九重町第4次地域福祉計画と一体的に策定を行います。

#### ■成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

##### 【成年後見制度利用促進法】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 九重町成年後見制度利用促進基本計画の期間

本計画の計画期間は、九重町第4次地域福祉計画にあわせて、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取り組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

### (3) 成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

国の成年後見制度利用促進基本計画及び策定の手引きに基づく、計画に盛り込むことが望ましい事項は以下のとおりです。

#### ■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
  - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

### 3. 玖珠郡における権利擁護ニーズについて

2019（令和元）年度から、玖珠町、九重町、玖珠町社会福祉協議会、九重町社会福祉協議会、大分県、大分県社会福祉協議会で、玖珠郡（玖珠町・九重町）における権利擁護体制の構築に向けた協議を開始し、具体的な体制構築を行うため、玖珠郡における権利擁護ニーズ調査を実施しました。

#### （1）調査概要

調査期間	2020（令和2）年1月16日～2月10日
調査対象	玖珠郡内の福祉関係者、行政関係者、金融機関、民生委員・児童委員
配布枚数	126枚
回収枚数	91枚
回収率	72%

#### （2）調査結果概要

調査結果まとめ
<ul style="list-style-type: none"><li>●玖珠郡でも権利擁護ニーズは存在する。</li><li>●現状としては、親族支援によって対応していることがほとんどである。</li><li>●今後も高齢化が進行していくことを鑑みると、親族支援の限界等が生じ、権利擁護支援における担い手不足が生じる可能性がある。（親亡き後の問題、独居世帯の増加等）</li><li>●将来的な権利擁護ニーズにも対応するためには、担い手の育成や制度周知も含めた、権利擁護支援体制の構築が必要。</li><li>●玖珠郡の専門職同士がつながり、地域住民の意識を高めることで、家族支援だけでなく地域で権利擁護支援の体制をつくることが求められる。</li></ul>

### ①権利擁護支援の対象者について

対象者（高齢者・障がい者）総数 1,596 名のうち、約 68%にあたる 1,080 名が成年後見制度利用の要件に該当します。

#### ■玖珠郡における対象者（高齢者・障がい者）数と、そのうち要件に該当する人

※要件 1（補助相当）、要件 2（保佐相当）、要件 3（後見相当）

対象者総数	1,596 名
要件 1	360 名
要件 2	484 名
要件 3	236 名
要件該当者総数	1,080 名

1,080 名が成年後見制度の該当者としてあげられている中で、実際に成年後見制度を利用しているのは 33 名。

#### ■要件該当者のうち、成年後見制度の利用状況

利用中	利用なし	予定あり	不明
33 名	1,007 名	3 名	37 名

## ②権利擁護支援対象者の現状について

要件該当者を種別で見ると認知症高齢者が47%、障がい者（知的・精神）が53%、年齢層で見ると65歳未満の該当者が占める割合も大きくなってはいますが、これは若年層の障がい者も含まれているためです。つまり、高齢者だけでなく障がい者への権利擁護支援も必要であることが分かります。

障がい者については、現在は親が支援をしているが、親亡き後の支援が課題となっており、早い段階から支援体制を構築しておく必要があります。

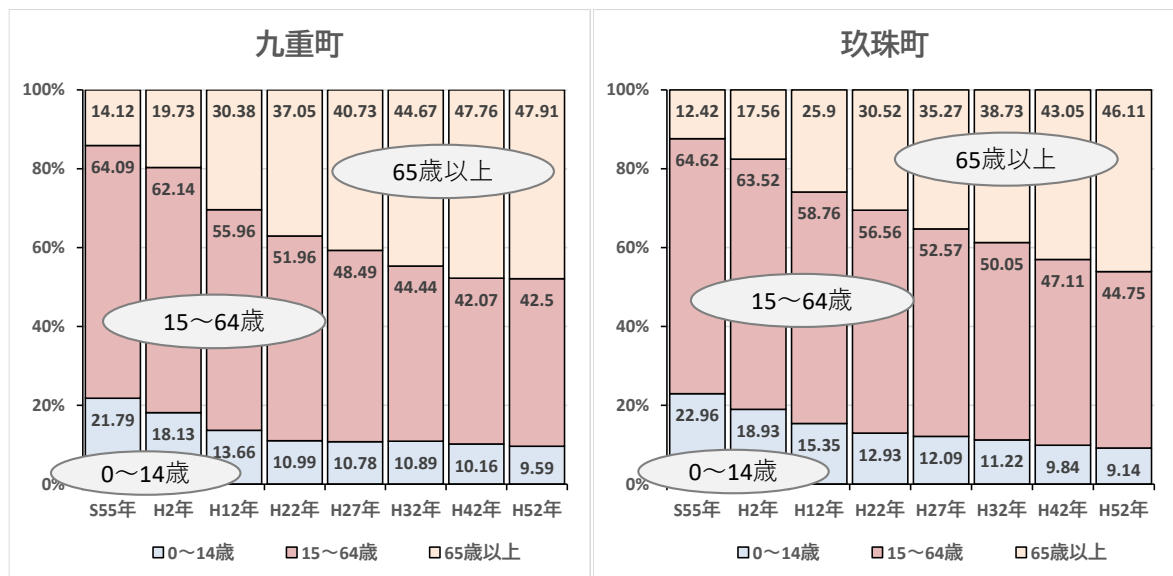
玖珠町、九重町における65歳以上人口割合は、今後も増加することが予想されています。現時点では家族による支援や自己管理が可能であっても、将来的には身寄りがいなくなってしまうたり、親が亡くなってしまった障がい者等、権利擁護支援が必要な人が増加することが予想されます。

### ■要件該当者（1,080名）の内訳（状態の種別と年齢）

※年齢不明者、身体障がい者は含まない。

	知的障がい	精神障がい	認知症	65歳未満	65歳以上
人数	275名	288名	494名	422名	644名

### ■玖珠町、九重町の区分別人口割合の推移



出典：わたしのまちの健康プロフィール～西部保健所版～H31.4

### ③困りごとから見る権利擁護ニーズ

成年後見制度利用の要件該当者に限らず、金銭管理や生活面、サービス利用時、家族関係等において困りごとを抱えている人は把握されており、現時点では成年後見制度の利用要件に該当していなくても、将来的に該当する可能性がある人も多く存在することが伺えました。

#### ■要件該当者に関わらず、抱えている困りごとについて

内容	回答数
金銭管理に関する困りごと	85名
生活面に関する困りごと	76名
サービス面に関する困りごと	42名
家族関係等に関する困りごと	48名

### ④権利擁護支援の支援者（担い手）について

身元保証人(引受人)がない人が47名います。これらの人は、家族からの支援が受けられず、成年後見制度を利用したくても親族後見は受けられない可能性が高いです。

また、今後も玖珠郡における高齢化は進み、親族後見の担い手となる家族も高齢化し、担い手不足が予想されるため、法人後見や市民後見人の養成等、後見人の担い手の養成も進めていく必要があります。

さらに、既に権利侵害を受けている可能性が高い人が24名存在し、早急な対応が求められます。こういった人たちは、十分な支援を受けられない可能性や、関係機関や専門職等につながっていない可能性が高いです。

#### ■要件該当者（1,080名）のうち、下記の条件に当てはまる人

内容	回答数
身元保証人（引受人）がない	47名
経済的搾取の可能性有 十分な支援が受けられていない	24名

#### ⑤成年後見制度に関すること

成年後見制度の詳細が分からず、利用に際して不安を感じている人が多いことが分かります。また、セミナー等に参加をして、制度に関する知識を身に付けたいという意見も多いことから、住民や専門職向けの学習機会を提供する必要があると言えます。

このことから、権利擁護体制の構築と同時に、制度周知や広報に関する取り組みを進める必要があります。

#### ■成年後見制度に関すること

内容	回答数
制度の内容がよく分からない	27名
制度について学びたい	22名
制度に関する相談窓口がほしい	27名
制度の利用方法が分からない	13名
制度に関するセミナー等に参加したい	22名
制度利用時のサポートがほしい	16名
その他	6名

## 4. 計画の基本理念

法の趣旨を踏まえ、権利擁護にあたって支援を必要とする人が成年後見制度を積極的に活用できるよう、成年後見制度利用を促進していくため基本理念を定めます。

### 基本理念

ともに支え合い誰もが意思の決定を尊重されるまちづくり

## 5. 施策の展開

基本理念に基づき、以下の施策を実施します。

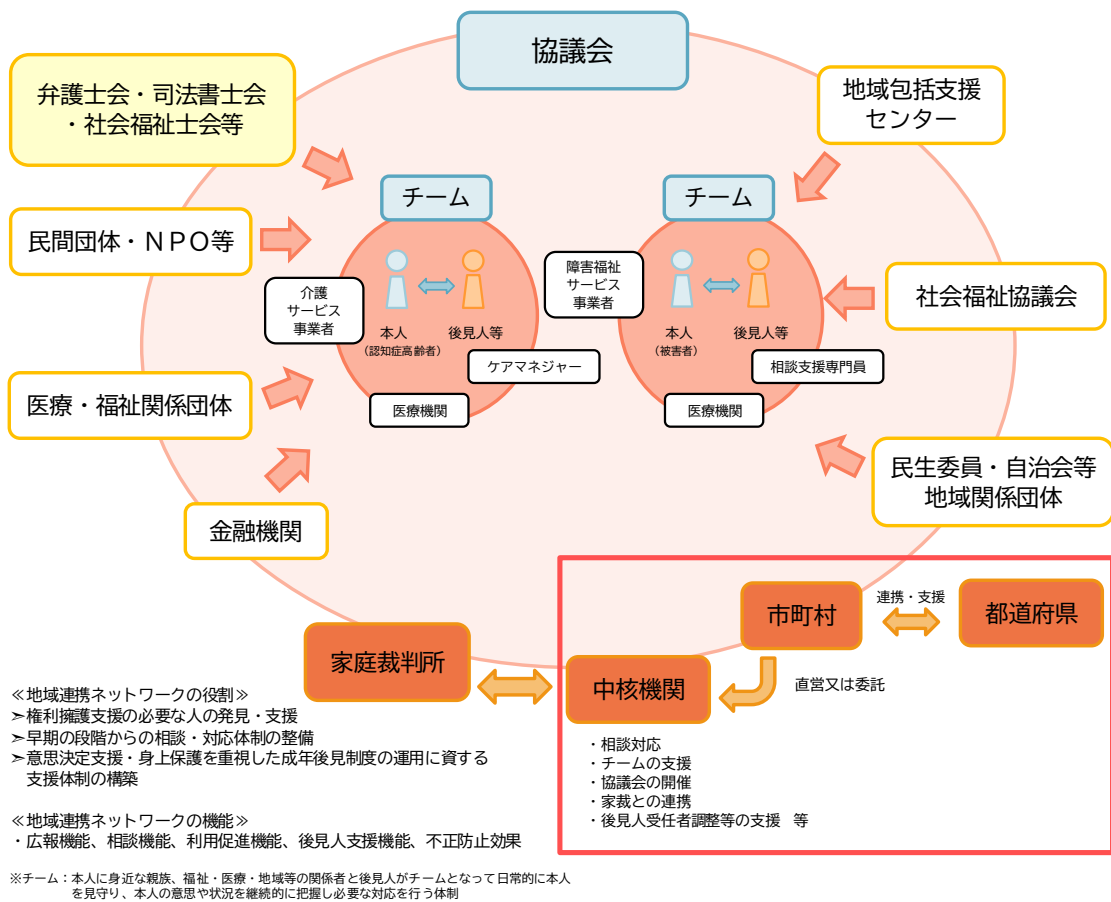
### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

玖珠町と連携し、権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を整備します。

権利擁護支援の地域連携ネットワークと、それを構成する中核機関等の概要と役割については以下のとおりです。

<b>権利擁護支援の地域連携ネットワーク</b>
<p>権利擁護支援を必要とする人が、成年後見制度を利用できるように、各地域での相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域のネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の必要な人の発見・支援</li> <li>・早期の段階からの相談・対応体制の整備</li> <li>・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</li> </ul>
<b>チーム</b>
<p>協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う</p> <p>【メンバー例】家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、民生委員、市町村窓口</p>
<b>協議会</b>
<p>後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームへの適切なバックアップ体制の整備</li> <li>・多職種間での連携強化</li> <li>・成年後見制度を含む地域の権利擁護に関する事項についての、家庭裁判所との情報交換や調整</li> </ul>
<b>中核機関</b>
<p>専門職や専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等の地域連携ネットワークを担う機関</p> <p>市町村単位ではなく近隣自治体と共同で広域で整備することも可能</p> <p>【役割】 広報機能      相談機能      成年後見制度利用促進機能      後見人支援機能</p>

## 地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省作成資料

## (2) 成年後見制度の普及啓発

玖珠郡における2019（令和元）年度末現在の知的障がい者は275人、精神障がい者は288人、認知症高齢者は494人であり、今後増加が予想されます。

これに対し、本町の成年後見制度利用者数は2019（令和元）年度末現在で33人に留まっていることから、より多くの方が制度のメリットを受けられるよう普及啓発を図ります。

また、ニーズ調査の結果、成年後見制度の詳細が分からず、利用に際して不安を感じている人が多かったことから、住民に適切な情報が届くよう努めます。

## (3) 成年後見制度利用支援

成年後見人への利用支援として、親族後見人を含む支援者への相談支援の充実を図ります。

配偶者や親族による後見開始の審判の申立が期待できない人については、町長が申立を行うとともに、成年後見制度の利用者に対する支援を拡充させるため、成年後見人等への報酬助成について、必要な見直しを検討します。

また、より多くの担い手を育成するため、市民後見人の養成について継続的に取り組み、資質の向上を図ります。

## 6. 具体的な取り組み

### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

#### ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備

##### ◆権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

##### ◆早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。

##### ◆意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制の構築を目指します。

#### ②地域連携ネットワークの仕組みづくり

##### ◆「チーム」について

制度の利用開始後は、その人の状況に応じて、法的な権限を有する成年後見人等、本人の身近な親族、保健・福祉・医療・地域の関係者が「チーム」となり、日常的な関わりを通して本人の意思や状況を継続的に把握した上、意思を尊重した心身・財産の保護を行えるよう「チーム」の連携構築を支援します。

##### ◆「協議会」について

ケース会議等を通し、他職種間で連携を深め、家庭裁判所との情報交換・調整を行うことで、成年後見人等を始めとする「チーム」の構成員のバックアップ体制を整備します。

#### ③中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークの要となる中核機関を設置します。中核機関の整備・運営にあたっては、玖珠町と連携するとともに、社会福祉協議会で実施される「法人後見事業」においても、相談支援業務等を行っていることから、社会福祉協議会との業務の棲み分け等を行いながら進めていきます。

#### ④中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備

法律・福祉等の専門職や関係機関と連携・協力し、中核機関が果たす別表の4つの機能の段階的・計画的な整備を進めるとともに、不正防止についても配慮します。

■中核機関が果たす4つの役割

	段階的・計画的な整備を図る主な機能
広報機能	①成年後見制度にかかる講演会・研修会等の開催 ②ホームページ等での普及啓発
相談機能	①申立に関する相談支援 ②申立人が居ない場合の相談支援 ③後見利用の一般的な事項に関する相談支援
成年後見制度 利用促進機能	受任者調整（マッチング）の支援 ・親族後見人候補者の支援 ・法人後見候補者等の支援 ・受任者調整（マッチング） ・地域連携ネットワークの「チーム」、「協議会」運営のコーディネート
後見人支援機能・ 不正防止効果	後見人支援について、必要に応じて関係機関への連絡・協議

## （２）成年後見制度の普及啓発

成年後見制度は本人の生活を守り権利を擁護する大切な手段であり、制度利用が必要と思われる人の発見・支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくため、パンフレットの作成・配布、ホームページの活用、講演会やセミナーの開催等、様々な媒体を活用して幅広く周知啓発を行います。

福祉サービス利用には至っていないものの、生活等に困難を抱えている人に対する支援を可能とするため、民生委員・児童委員に対して制度の周知を図るとともに、地域包括支援センター等の福祉関係者がより知識を深めることができるよう、研修内容の充実に努めます。

また、権利擁護業務に携わる関係行政機関と連携を図り、一層の情報発信に努めます。

### (3) 成年後見制度利用支援

#### ① 成年後見制度の利用に関する助成制度

現行では、成年被後見人等が、成年後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、九重町長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守れるよう支援しています。

今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件および範囲の拡大について検討します。

#### ② 市民後見人の養成について

市民後見人とは、弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲が高い住民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者を指します。

本町では市民後見人養成講座の開催実績はありませんが、アンケート調査による権利擁護ニーズと本町の実態を注視し、地域連携ネットワーク協議会における専門職等の意見を加味しながら、市民後見人の養成について検討することとします。

#### ③ 成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備

本町では成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項に基づき、合議制の機関を組織するよう努めます。

機関の構成員については大分県、家庭裁判所、医療・福祉関係者、司法関係者、金融機関等を予定しており、成年後見制度の利用を促進させるため、国の基本指針に基づき、基本的な事項を調査検討するとともに、地域連携ネットワークが適切に活用され、支援を必要とする人が制度を利用できているか等についても、定期的に点検・評価します。

#### ■ 成年後見制度の利用の促進に関する検証

##### 【成年後見制度利用促進法】

第十四条第二項 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

#### ④日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制整備

日常生活自立支援事業は認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、日常生活を送る上で判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう支援するものです。

ただし、サービスを受けるには、本人と契約を締結することから、一定以上の判断能力が必要となります。

##### 【主なサービス内容】

- 福祉サービスの利用についての支援
- 日常生活に必要な手続きの支援
- 日常的な金銭管理の支援
- 通帳、印鑑等の預かりサービス

本町では、本事業の利用者の判断能力が不十分になった場合に、切れ目のない支援を行えるよう成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制の整備に努めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の普及啓発

地域福祉を推進するには、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・住民・ボランティア・福祉活動団体・医療・福祉関係者等、すべての人が目指す方向の共有と内容の理解することが必要です。

このため、ダイジェスト版の作成や町のホームページ等への掲載、各種イベント開催時等、様々な機会をとらえて、計画を広く住民に普及啓発します。

### 2. 関係団体との協働

地域福祉の中心的担い手である社会福祉協議会との連携を密にし、その取り組みの支援をします。また、地域・住民・ボランティア団体・支え合いリーダー等との協働を進める一方、民生委員・児童委員等との連携を密にし、相談体制の充実をします。

### 3. 庁内の推進体制

地域福祉施策を推進するには、福祉のみならず、保健・医療・教育等、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

### 4. 隣保館との連携

隣保館の相談事業は、部落差別をはじめとした相談者の生活全体の課題（地域生活課題）を理解したうえで、福祉や介護、保健、医療だけでなく、住まい、就労、教育と広い視点に立った支援を、各機関が連携して包括的に行っていくものです。日常の業務に加え、「つながる隣保館会議」等を通じて、関係機関間の連携強化をし、相談者の課題解決をするとともに、部落差別解消を目指します。

地域福祉の推進により目指す「地域共生社会」は、すべての人々が排除されず、孤独を感じたり、孤立したりすることなく、健康で文化的な生活ができるよう包み支え合う社会です。地域共生を妨げる部落差別の解消は避けてとおることのできない課題です。このため、部落差別解消に向けた啓発活動等についても関係機関が連携して推進します。

### 5. 期待される役割

#### (1) 地域住民

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

## (2) 福祉委員（区長）

地域における見守り、支えあい活動を進めていくとともに、地域の課題を解決するため、住民、地域の団体、行政との連携強化を進め地域福祉活動の活性化につなげます。

## (3) 民生委員・児童委員

地域住民の生活状況の把握、福祉サービスの情報提供等々を行うとともに、必要に応じて町行政や社会福祉協議会、福祉委員と連携して、住民に身近な場所での地域福祉活動の担い手の一人として活動します。また、住民に対して地域活動や福祉のまちづくりへの参加を促します。

## (4) まちづくり協議会

各地域における課題解決に向けて自主的に活動し、地域の情報の共有化を図り、住民との協働によるまちづくりを推進します。

## (5) ボランティア等

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う人として、地域の福祉ニーズを把握し活動を行うとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行います。

## (6) 医療機関、福祉サービス事業者等の社会福祉法人

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ります。

## (7) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

## (8) 行政

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

## 6. 計画の達成状況の点検・評価

計画の進捗状況や達成度等については中間評価を行い、計画のより効果的な推進に役立てていきます。

また、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や国の福祉施策の動向に応じて、計画の見直しが必要な場合には所要の改定を行うこととします。

# 資料編

## 1. 九重町第4次地域福祉計画策定委員会名簿

番号	分野	関係機関・団体名	役職	氏名	備考
1	地域福祉	九重町民生児童委員協議会	副会長	酒井 利幸	
2		主任児童委員	代表	足立 相子	
3		九重町老人クラブ連合会	会長	井上 孝太郎	
4		九重町身体障害者福祉協会	会長	森 有為	
5		たんぽぽの会	会長	篠原 智春	
6		むつみ会（家族会）	会長	佐藤 一司	
7		九重町社会福祉協議会	事務局長	日野 優一	委員長
8	大分県	西部保健所地域福祉室	室長	島川 雄司	
9		西部保健所	参事	清水 久美恵	
10	教育	教育振興課	参事	尾方 道晃	
11	社会教育	部落解放同盟九重支部	支部長	松山 マツ子	
12		青少年健全育成協議会連絡会	会長	永楽 清徳	
13	施設	養護老人ホーム 亀鶴苑	苑長	佐藤 真寿美	
14	地域	まちづくり協議会	会長	小野 昇	
15		区長会	副会長	梶谷 清一	

## 2. 九重町地域福祉計画庁内事務局会議名簿

課 名	職名	氏 名	備 考
社会教育課	社会教育グループ リーダー	井上直樹	
教育振興課	教育振興グループ リーダー	佐藤史明	
子育て支援課	子育て支援グループ リーダー	佐藤晶子	
みつばこども園	飯田こども園 リーダー	梅木多恵子	
総務課	行政グループ リーダー	小田隆宏	
隣保館	部落差別解消・人権対策グループ リーダー	後藤 大	
企画調整課	自律グループ リーダー	佐藤祐輔	
危機管理情報推進課	消防防災グループ リーダー	麻生聡士	
保健福祉センター	保健衛生グループ リーダー	廣田裕子	
健康福祉課	介護グループ リーダー	日野幸治	座長
健康福祉課	福祉グループ リーダー	小橋徹也	
健康福祉課	福祉グループ 主査	高石薫子	
社会福祉協議会	代 表	藤野裕史	

---

九重町 第4次地域福祉計画

---

発行年月：2022（令和4）年3月

発行者：九重町

編集：健康福祉課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

☎0973-76-3821

---



